

令和元年第4回定例会

麻績村議会会議録

令和元年 12月3日 開会

令和元年 12月6日 閉会

麻績村議会

令和元年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（12月3日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託	9
○議案第1号～議案第14号の一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	13

第2号（12月5日）

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開議の宣告	16
○議事日程の説明	16
○一般質問	16

飯 森 茂 孝 君	1 7
峯 村 賢 治 君	3 2
宮 川 秀 俊 君	5 0
小 山 福 績 君	6 6
小 瀬 佳 彦 君	7 9
茂 木 泰 男 君	9 5
塚 原 利 彦 君	9 9
○委員長報告	1 1 8
○散会の宣告	1 2 0

第 3 号 (12月6日)

○議事日程	1 2 3
○出席議員	1 2 4
○欠席議員	1 2 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
○事務局職員出席者	1 2 4
○開議の宣告	1 2 5
○議事日程の説明	1 2 5
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第12号の質疑、討論、採決	1 3 3

○議案第13号の質疑、討論、採決	136
○議案第14号の質疑、討論、採決	136
○発議第1号の質疑、討論、採決	137
○発議第2号の質疑、討論、採決	137
○閉会中の継続審査の申し出について	138
○村長挨拶	138
○閉会の宣告	139
○署名議員	141

○ 招 集 告 示

麻績村告示第37号

令和元年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月27日

麻績村長 高野忠房

1 日 時 令和元年12月3日(火) 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原利彦君
3番 峯村賢治君
5番 小山福績君
7番 茂木泰男君

2番 飯森茂孝君
4番 宮川秀俊君
6番 小瀬佳彦君
8番 塚原義昭君

不応招議員（なし）

令和元年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第14号まで一括上程

議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 2号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

議案第 3号 麻績村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定に
ついて

議案第 4号 麻績村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例の制定について

議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例について

議案第 7号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正する条例について

- 議案第10号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の変更について
議案第11号 麻績村筑北村学校組合規約の変更について
議案第12号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
議案第13号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
-

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 塚原利彦君 | 2番 | 飯森茂孝君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 塚原義昭君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- | | | | |
|------|-------|----------|--------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長 | 塚原敏樹君 |
| 水道室長 | 飯森秀俊君 | 住民課長 | 森山正一君 |
| 観光課長 | 青木秀典君 | 教育次長 | 白井太津男君 |
| 監査委員 | 飯森雄三君 | | |

事務局職員出席者

- | | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 塚原優仁 | 書記 | 宮下桜 |
|--------|------|----|-----|

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第4回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明いたします。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚原義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、峯村賢治議員、7番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚原義昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月6日開催の議会運営委員会において、12月3日から12月6日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日3日から12月6日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、12月3日から12月6日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、ことし1年を振り返りますと、世界では米中の貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題の混迷化、日韓関係の険悪化、香港での反政府運動など、暗いニュースが目立ちました。また、国内では大型台風襲来による全国各地で大規模災害の発生、京都アニメーション放火殺人事件、悲惨な児童虐待事件など、こちらも暗いニュースが目立ちましたが、令和天皇ご即位、はやぶさ2、リュウグウ着陸成功、ラグビーワールドカップで日本チームの活躍など、明るいニュースもありました。

そして、麻績村では10月12日、台風12号襲来時、観測史上最大の日降雨量242ミリを記録し、麻績川決壊など各所で大きな被害が発生いたしました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、国・県関係機関と連携し、早期復旧に努めてまいります。

そのほかには、若者定住に向けての本町区での住宅建設が完了し、小さな子供たちの元気な声が響いております。小東地区では、今後の永住を目指しての新たな計画も関係皆様のご理解・ご協力を得て進展しております。聖高原聖湖畔では、景観整備やわんぱく広場の大型遊具整備が進み、村内外から親子連れでにぎわいました。

安心・安全の村づくり事業につきましては、道路改良事業・砂防事業など計画に沿って進展をしておりますし、新たな国庫負担事業の計画も進められております。

令和元年は災害の多い年でありましたが、来年こそは災害がなく、村民皆様が健康で希望に満ちた明るい年になってほしいと願うものであります。

ここで、9月定例会以降の主な事務事業の進捗状況について申し上げます。

まず、秋の恒例行事でありましたが、ことしは台風襲来や降雨により、月の里収穫祭、村民運動会などが中止となりました。来年は秋晴れのもとで盛大に開催されることを願うものであります。

次に、10月12日の台風19号襲来により、麻績川堤防の決壊など各所で災害が発生いたしました。現在、復旧に向けての査定事務に入っております。なお、国・県関係の急を要する箇所につきましては、要望にお応えいただき、査定前着手により早期復旧に努めていただいております。

また、台風19号災害に対して、ふるさと納税制度活用の災害寄附金が全国の500名を超過する多くの皆様から寄せられております。皆様方の温かいご支援に心より厚く御礼を申し上げます。

次に、小東地区で進めております新規の住宅整備事業につきましては、下水道布設工事は一部完了し、設計・用地取得調印も済み、造成工事の発注段階となっております。また、この事業に合わせての移住促進事業として、宣伝活動や移住相談会を東京・横浜・名古屋で開催しております。既に何組かは現地を訪れている状況であります。

次に、道路整備事業であります。計画に沿っておおむね予定どおりの進捗状況であります。

次に、災害発生時に第一次避難所となり得るよう、地区の公民館の耐震診断並びに耐震工事を進めておりますが、今年度分の耐震工事を発注いたしました。また、来年度予定箇所の調査・設計にも着手をしております。

次に、水路整備事業であります。国の予算が厳しい中、防災・減災の観点から整備を要する箇所を位置づけ、工事着手いたしました。また、来年度工事予定箇所の調査・設計にも

入っております。

このほかの重要な事業につきましては、台風19号災害対応で一部おこなっている事務事業もございりますが、おおむね順調に進展しております。これもひとえに議員各位を初め、村民皆様のご理解、ご支援によるものと深く感謝を申し上げます。

今後しばらく大型事業が継続し、厳しい財政状況が続きますが、村民皆様のお声を大切に受けとめながら財源確保に努め、今、何が必要なのか、今、何を優先すべきかを判断しつつ、村政運営を進めてまいります。引き続き、格段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会には、条例制定、改正、予算補正の案件を提出いたします。詳細は後ほどの提案理由の説明で申し上げますが、何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（塚原義昭君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告については、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

小山議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山福績です。

この議員派遣結果報告の2番、長野県町村議会議長会定期総会の(4)の派遣議員の部分ですが、私の名前になっていますが、現在議長の塚原義昭議長だと思っておりますので、訂正をお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 事務局長。

○議会事務局長（塚原優仁君） すみません。申しわけございません。こちらのほうで訂正をしておきます。

○議長（塚原義昭君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（塚原義昭君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第1-14号 免税軽油制度の継続を求める陳情を総務経済委員会で、第1-15号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情を社会文教委員会で審議をお願いいたします。

また、第1-16号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、第1-17号 最低制限価格の設定に関する陳情書、第1-18号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書については、文書配付のみといたします。

◎議案第1号～議案第14号の一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第6、議案第1号から議案第14号を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年12月議会定例会に提出いたしました議案14件につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例について必要な改正を行うものであります。

次に、議案第2号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備

に関する法律の公布により、一部改正される地方公務員法が令和元年12月14日から施行されることに伴い、関係する条例について必要な改正を行うものです。

次に、議案第3号 麻績村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、議案第4号 麻績村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由を一括して申し上げます。

本件は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するものです。

次に、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外勤務の上限規制等が導入され、これに伴い、国において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされました。このため、国の措置等を踏まえ、本村においても時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、改正を行うものです。

次に、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

人事院は令和元年8月7日、国家公務員の給与制度等の改正を国会及び内閣に勧告いたしました。国及び政府は人事院勧告どおり実施することとし、その改正案を令和元年10月召集の臨時国会に提出し、11月15日に成立しました。

麻績村におきましても、これに準じて給与等の改正をいたしたく、関係3議案を提出させていただくものです。

議案第6号及び第7号につきましては、議会議員及び常勤特別職の期末手当をそれぞれ0.05月引き上げることなどについて条例を改正を、議案第8号につきましては、一般職の職員の勤勉手当を0.05月引き上げのほか、30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸を平均0.1%引き上げなどについて条例の改正をするものであります。

次に、議案第9号 麻績村災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支

給等に関する法律施行令の改正により、災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正するものです。

次に、議案第10号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合格約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、東筑摩郡筑北衛生施設組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、本組合が解散した場合の事務継承に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第11号 麻績村筑北村学校組合格約の変更についての提案理由を申し上げます。

筑北村より、地方自治法第286条の2第1項の規定により、麻績村筑北村学校組合から脱退の予告が提出されているため、地方自治法第286条の2第2項の規定により、脱退するときまでに必要な規約の変更を行わなければならないこととなっているため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、本組合が令和2年3月31日をもって解散することとなるため、令和2年4月以降の事務継承に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第12号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

令和元年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では、災害復旧費国庫負担金の増額を、県支出金では農林水産業費国庫補助金の増額を、繰入金では、財政調整基金繰入金の減額を、村債では過疎対策事業債の減額を、災害復旧事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全款にわたり、人事院勧告等に伴い人件費の精査を行い補正計上いたしました。

そのほか、主な各款別の内容を申し上げます。

総務費では、来年度会計年度任用職員制度導入に伴う給与計算システム導入業務ほか委託料、公有財産購入費の増額を、標準月額報酬額及び追加費用率確定に伴う共済費不用額の減額を補正計上いたしました。

民生費では、システム改修委託料、山ぼうし作業場賃金、出産祝い金・育児支援金等不足額の増額を、委託料、工事請負費等不用額の減額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、果樹共選所洗果機更新負担金、きのこ優良菌種導入事業補助金、森林づくり推進支援金業務不足額の増額を補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰出金の増額を補正計上いたしました。

消防費では、消防関係補助金の不足額の増額を補正計上いたしました。

教育費では、学校連携支援員賃金、パソコン教室ソフト更新経費、光熱水費等不足額の増額を、臨時職員賃金、使用料及び賃借料、工事請負費不用額の減額を補正計上いたしました。

予備費では、歳入・歳出の調整を行ったものです。

災害復旧費では、農地災害復旧費の増額を、公共土木施設災害復旧費の財源組み替えを補正計上いたしました。

補正額は2,920万円の増額で、歳入歳出総額は31億2,260万円となります。

次に、議案第13号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、下水道事業分担金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、施設修繕費、手数料、委託料不足額の増額を、公課費不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は80万円の増額であります。

次に、議案第14号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金、雑入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、人事院勧告等に伴う人件費、維持管理費不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は、340万円の増額であります。

以上、14件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月6日に予定しておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和元年第4回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動願います。

また、終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

令和元年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和元年12月5日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原利彦君

2番 飯森茂孝君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 小山福績君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

水道室長 飯森秀俊君

住民課長 森山正一君

観光課長 青木秀典君

教育次長 白井太津男君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 宮下桜

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（塚原義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。

質問の順序は、配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（塚原義昭君） 初めに、2番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

2番、飯森議員。

〔2番 飯森茂孝君 登壇〕

○2番（飯森茂孝君） 議席番号2番、飯森茂孝です。

令和元年12月定例議会での質問事項は、1、村民意見を反映した防災体制について。2、議員発議による中学校統合意識調査についてです。

自席にて、一問一答で質問いたします。お願いいたします。

それでは、私のほうから質問に入りたいと思います。

まず、去る10月12日から13日にかけて、台風19号は甚大な被害をもたらしました。麻績村では、記録的な豪雨により、麻績川の堤防の決壊、また、道路の崩落、土砂崩れ、冠水による床下浸水など、村内でも大きな被害に見舞われました。人的被害はなかったものの、防災マップの更新や中小河川の総点検はもとより、豪雨台風を機に、村民の命と財産を守る防災体制をより強固なものに、そんな思いから、村民意見を反映した防災体制についてを質問事項1といたしました。

まず、私は毎回、麻績村を除く当地区4村の総合防災訓練の実情を紹介し、住民参加による総合防災訓練の必要性を一貫して訴えてきました。官吏は人民のために存在す、この言葉をおかりすれば、どう考えても行政側の住民への積極的な指導と情熱が感じられず、防災訓練は各区長にお任せ状態、歯がゆいばかりの答弁でありました。今回は、さきの豪雨台風の経験より、村民の皆様から寄せられた意見、要望、疑問などを紹介し、質問要旨に入りたいと思います。

まず、災害対策本部長である村長から避難指示の告知放送がされず、非常にインパクトがなかったと。また、レベル4の発令から、レベル4が解除されるまでの間、千葉県知事のような災害対策本部室が空白となる時間はなかったのか。災害情報伝達が遅く、情報共有がとれなかったなど、いろいろな検証をしつつ、次なる防災体制の強化に生かされなければいけません。

まず、台風19号は、上陸の3日前から気象庁が緊急会見を開き、千葉県を襲った15号以上の史上最強クラスであり、最大の警戒をするよう、命を守る行動、不要不急の外出は避けてくださいとのメッセージが発信されました。松本市では、台風へ備え、松本そば祭りを3日前に中止決定、そこで、要旨1です。

とてつもない台風が近づく中で、麻績村の月の里収穫祭は決行する考えでいたのか、お伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

10月6日に発生をいたしました台風19号につきましては、各地で観測史上1位を記録する記録的な大雨となりました。麻績村におきましても、24時間の降雨量が242ミリと、1年の4分の1に匹敵する降雨となりまして、村内にも大きな災害が発生したところでございます。

さて、収穫祭でございますけれども、収穫祭につきましては、昨年12月14日に収穫祭の反省会を開催しております。その中で、次回第21回の収穫祭につきましては、翌年の10月13日に開催するという予定にし、ことしの9月10日でございますけれども、令和元年度の実行委員会において再確認をさせていただいたことから、9月11日、翌日には、収穫祭で販売する牛肉の買付けを行いましたし、それから準備をさせました。出演者のアンパンマンショーの手配、出演者、それから会場と機材等のレンタル、ゲームや抽選会の景品としての農産物の発注や広告の準備など、1カ月前から準備をしてまいりました。会場準備につきましても、10月10日に会場の設営を行いまして、雨対策や風対策など、考え得る準備を進めたところでございます。

村内では各種イベントを行っておりますけれども、麻績村のPRを兼ねた一大イベントということで月の里収穫祭がありますので、来場者のほうから好評をいただいていることもあります。10月6日以前からおおむねの準備を済ませていること、13日当日は天気も回復するという予報でございましたので、ぎりぎりまで判断を延ばしてはいたけれども、12日18時10分、大雨特別警戒警報が発令をされまして、各地から被害の連絡が入ってきたため、19時30分に正副実行委員長にお集まりをいただきまして、中止の判断をさせていただいたところでございます。

今まで、前日まで雨、台風等にあつたことはありますけれども、今までには中止をしたことはございません。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、課長のほうから説明されました。先ほど言われましたように、中止の決定日時なんですけれども、先ほど課長のほうから説明ありましたが、これは、

12日の朝からあれだけの、もうどう考えても異常と思われるような雨量の一日でした。その中で、しかも大雨特別警報中での中止であり、収穫祭はもっと早く中止決定をすべきであったとの批判が多くの方から言われております。これは、私とすれば、危機管理体制の基本である防災体制の最優先を考えなければならなかったのではないかと、そう思っています。なぜ、防災体制の最優先を考えなかったのか、答弁をお願いします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 台風19号の防災体制につきましては、前日の注意報発表から、前日の8時5分に強風注意報が発令されまして、それ以後、非常配備体制をとっておりまして、10月12日、7時40分に暴風警報、大雨洪水注意報が発令されまして、その時点で職員が役場に参集しまして、今後の対応をとっていたという状況でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私の言いたいのは、やっぱり千葉県の方に甚大な被害があった台風15号もあります。それを知って、それからそんなに時がたっていない時期に、この、また台風19号が来るということは、もう随分前から気象庁が緊急会見を開いてまで、自分の命を守れ、そしてまた、不要不急の外出は避けてくださいとまで警報を鳴らしているわけですよ。そういうときに、やはり村民の皆さんも、おや、月の里の収穫祭はやるのかな、やらないのかなというのは、これは誰しもが思うことなんですよ。

私は、今後のこともあります。ですので、今回のこの機会を生かして、今後の対応はどうすべきかということ、やはり皆さんの前に答弁していただきたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） ご指摘はご指摘として受けとめさせていただきますけれども、この開催をする、しない、どちらにしても、しても、しなくても、ご批判はいただくことかなと思ひます。かけてある費用につきましては、どちらにしても使えなかった、実績に使わなかったというような部分がございますので、そういった部分もござひますけれども、前日までにはほとんどの準備が済まされていたということで、開催の決定についてはぎりぎりまで待ったということでございます。予報等にも当日は晴れるということござひましたので、この決定自体はそう遅いということではなかったかなというふうにお思ひます。

いずれにしても、今後の対応につきましては実行委員会で行っておりますので、実行委員会の中で協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、答弁いただいたんですけれども、これは、やはり上陸が予想される、最近の気象は非常に正確です。そういうことを考えてみると、やはり2日、3日前からそういうのは要するに実行委員の皆さんにお集まりいただき、やっぱりそこで皆さんの意見を聞いてやるべきだったと思いますけれども、そういうような措置をとらなかった、前々の日から準備していたということですが、やはり、それは実行委員の方々に1日、2日前に集まっていたら、どうするかということを検討しなければいけないんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 台風19号は10月6日に発生をしておりますので、発生してからずっと気象情報については注視をしてございました。当日の12日に上陸するということでございまして、そのときの時間雨量でございますけれども、どの気象予報も時間雨量15ミリが最大でございまして、その時間が4時間から5時間というような予報が全てでございました。今までもそういった時間雨量でございますと、ここまでは来ないだろうと、被害が想定されなかった部分でございます。実質的には時間雨量25ミリを超えるような時間帯が6時間から7時間続きましたので、結果的にはこういうことになりましたけれども、気象情報を確認する中で進めていたということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私は、先ほど来、言っていますけれども、これは麻績村に対しても大変大きなイベントです。しかしながら、やはり村民の皆さんに納得できるという格好をとっていただきたいと思うんです。それには、やはり防災体制最優先の考えをこれからも考えていただきたいと、そんなふうに思っているわけです。

次の質問の中には、月の里の収穫祭に、このイベントには180万円という予算が計上されております。これで中止になって失った損失額、そのようなものを伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

この後の一般質問等にもございますけれども、収穫祭の実質的な予算180万円でございます。そのうち、概算払いということで170万円を実行委員会の会計に入れてございます。先ほども申し上げましたとおり、10月6日の台風発生前には、発注した機材、それから出演者の謝礼、それから広報・宣伝等の契約等が全て契約をされております。そういった中で、イベント中止にかかっている食材等、景品等のものにつきましては、ある程度その後のイベントに使っていただいたり、職員等にも協力をいただいて、全て会計が終了しているわけではございませんけれども、最終的にいきますと40万から50万円ぐらいの余裕というか、不用額が出るということでございますので、それについては、また村のほうへ戻し入れをすることで今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、その予算の計上、180万円の予算が計上されていたということに関しまして、やはりこれは私たちもチェックしなきゃいけない立場でありますので、お聞きしました。

それでは、次の質問要旨に移ります。

今回、大雨特別警報発令により、避難所に身を寄せた避難者への対応についてです。要旨2です。

役場、保健センターや一時避難所において、避難者受け入れ体制に問題がなかったかどうか、お伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、本年10月の台風19号の災害におきましては、区長さん、消防団員の皆さん、また、松本広域消防局、松本地域振興局など、関係機関の皆さんに多大なご協力を賜りましたことを感謝申し上げるところでございます。

対応につきましてですが、10月12日の朝、暴風警報が発令されまして、職員を参集して広報無線によりまして注意を促すとともに、自主避難という形で保健センターを臨時の避難所として開設をいたしました。また、午後3時40分でございますが、宮川河川の水位が上昇してきたということで、村内2地区に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しまして、

一時避難所開設を2つの区に依頼をしたところでございます。

また、さらに6時10分に大雨特別警報が発令されましたので、各区長さんに連絡をとらせていただきまして、一時避難所の開設をいたしてございます。一時避難所の開設に当たりましては、各区長さんに大変ご尽力をいただきまして、22カ所全てで体制を整えていただきました。一部の避難所では、自主防災組織の皆さんが防災活動をしていただいたということもお聞きしておるところでございます。

また、一時避難所の開設に当たりましては、麻績村避難勧告等に係る発令の判断基準によりまして発令をいたしました。市内において、今回の災害による課題のとりまとめをしておりますので、今後、区長さんにお集まりいただく中で打ち合わせをしていただく予定にしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、課長さんのほうから説明されたわけですが、この避難所に来られた方、中には避難所に入って、後味の悪い思いをされた方もおります。そのような事例に関しまして、行政のほうとしてもそれを検証して改善策をしていただきたいと思いますけれども、これは新聞の中にも掲載されました。匿名でなく本人の名前で出ております。これは、やはり私たち議員としても見逃せない案件だったと思います。この中で、やはりこれを検証していただいて、改善する。どのような改善をしたか、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今回の台風19号災害におきましては、現在あります避難マニュアルですとか基準に沿って行ってはおりますけれども、課題等も多々出てきております。職員におきましても、翌週には課題等の洗い出しということで各課でまとめていただきまして、今現在まとめておるという状況でございますので、今後その課題につきましては、改善に向けて検討してまいりたいと、また、先ほど申しましたけれども、区長さんの集まる場を設けさせていただきまして、改善していければなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、今の事例、やはり行政の方たちもこのことに関してはご承知のことだと思いますけれども、役場の保健センターのほうへ、避難所として開設されているからこちらのほうへ来た、そうしたところが、こちらでなく各公民館ですよと言われた

ということと、それに、あと自分のほうから説明してやっとな避難所に入れていただいたという、そういうようなことも聞かれています。また、その日には子供さんと一緒に来たのか、ちょっとその辺ははっきりしませんけれども、暖房も午後11時にとめられてしまったと、こんなことまで詳細に書かれているわけです。

そんなようなところを考えますと、午後の11時、このときにはやはり役場の職員の方たちも防災対策本部もあったことだと思いますけれども、この11時ということになりますと、避難を担当する方というのはその席にはいなく、うちのほうへ帰ったということでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 保健センターの臨時の避難所につきましては、職員2名で朝まで詰めておったという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） やはりこれはしっかりと検証していただいて、本当に避難してきた方が後味の悪いような感じで避難所に来たというこの事実は、行政のほうでも認めていただきたいと思います。これは、今後のいろいろな災害があります。そういうときの対応、特に私は思うんですけれども、障害者そういう方たちにも、やはり温かい気持ちで接していただかないといけないなど。特に避難所での対応というものは、これからしっかり、これは表現の仕方は妥当かどうか思いませんけれども、教育をやはりしていただきたい、そんなふうに思います。

それで、次の質問要旨なんですけれども、まず、今回、先ほど総務課長も言われましたけれども、避難所の開設を区長さんに依頼したと。災害時における区長の役割と、一時避難所の運営方法は確立されているかどうか、伺います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、麻績村内で自主防災組織が設立されている地区につきましては、区長さんが会長を兼務しているところがほとんどだと認識をしております。一時避難所につきましては、本年2月に各区に設置の意向調査を行いまして、本年3月に新たに防災計画に位置づけ、設置できたところでございます。

新たに一時避難所を設置した経緯でございますけれども、村内に4カ所の避難所ではどうやって行ったらいいかというような課題がございましたので、住民の一番身近な避難所にできるだけ安全に避難ということで、一時避難所を各区の皆さんにご協力いただきまして設置をできたところでございます。開設手順につきましては、詳細については打ち合わせ

中でありますが、今後区長さんにお集まりいただく中で打ち合わせをさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） まず、防災会議はことしも開かれたと思うんですけども、私は、ぜひ各区長さんは防災会議に出ていただいて、やはり防災意識を高めるためにもそういうところへ出席して防災会議を開いていただきたい。この防災会議のメンバーというものは決まっていると思うんですが、今後、各区長さん、特に今の区長さん方は1年間の任期の方が非常に多いです。ですので、やはり年に1回は少なくとも防災会議の中に呼んで、防災会議のあるべき姿というものを各区長さんにも納得していただきたいと思いますけれども、今後、防災会議に各区長さんを参加させて、防災会議の中に加わってもらおうと、そういうような考えはございませんか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 防災会議につきましては、麻績村防災会議条例というものがございまして、その中で規定をさせていただいているものでございます。事務としましては、防災計画の作成、その実施の関係ですとか、災害発生の場合の情報収集等でございますので、区長さんというよりは自主防災組織の会長さんという立場でのほうがいいのかなというようなことも考えておりますけれども、会議については、現在のところは防災計画の作成を主に審議をしているというような状況でございますけれども、その辺についてはまたご相談をしながら検討してまいりたいと思いますが、よろしく願いします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） まず、行政のほうでは災害対応マニュアル、こういうものが各課でこれは確実にマニュアル化されているようなんですけれども、やはり災害対応マニュアルの作成を急いでいただいて、これも各区長さんにそのマニュアルを日ごろから渡しておくということも一番大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 災害対応マニュアルにつきましては、現在、職員の災害対応マニュアルということで整理をさせていただいております。また、各区長さんにお渡しするにはちょっとわかりづらい面もございますので、今現在、庁内で避難所の開設の関係についてどうしたらいいかということをお話して、また区長さんのお集まりいただくときにお話しし

うということで今準備を進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） さて、それでは、次の要旨4番です。

25の地区の中で、21の地区が地区防災組織ができていると。この地区防災組織というものは、災害時に対応可能な組織だと行政のほうでは考えておられるか、質問いたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 災害防災組織でございますけれども、現在21の地区ができております。また、2地区につきましては、現在担当が直接お話する中で、2地区共同で設置できないかというところで今協議をさせていただいているところでございますので、そちらのほうでできますと、別荘客等のいる地区を除いて全てで自主防災組織ができるというようなことでございます。

自主防災組織につきましては、近年の大規模災害発生時には行政の対応だけでは限界がありまして、ふだんから顔を合わせている地域の人々が集まって、早急に実効性のある対応ができることが重要視されているというような組織でございます。自主防災組織は、地域をよく知っており、現場に近く、顔の見える関係を通して活動できることから、災害時には自主防災組織は重要な役割を担っていただけるよう、避難所運営のための訓練等の実施を考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、今の地区防災組織なんですけれども、行政のほうではこのメンバー、名簿、こういうものは確認されておりますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 自主防災組織につきましては、担当のほうに組織図等を提出いただいておりますのでございます。メンバーにつきましては、各区に組織図をつくっていただいているというようなところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私の質問は、名簿があるかどうかということを知っているんです。行政のほうで確認されているかどうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 名簿というのではなくて、組織図がありまして、組織図の中に

会長ですとか、班長ですとか、班員という形で名簿が出されていると、名簿というか、組織図が出されているというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 結局、それでは名前は、班長とかそういう人の名前というものは確認されていないということですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 組織図ですので、班長のところに役職名が入っているというようなどころもございますし、例えば、会長さんが区長さんで、副会長が副区長さん、また、班長さんについては、例えば、分館長さんですとか、伍長さんですとか、そういうようなお名前が入っているというところでございますが、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私は、やはり組織ということを言われているのであれば、行政でもしっかりこの辺、メンバーとか、やっぱり名前、これで今のお話を聞いていると、各区で申告すればそれで行政のほうはいいんじゃないかというように思うんですけども、その辺は、やはりこれからどういう災害が来るかどうかわからない、この組織図と、やっぱりメンバーだけはしっかりと行政のほうでもわかっていないと、連絡のミスとかそういうことはできないと思うんですよね。これは、私はどうしても各区長さんに聞いても、ただ名前だけであるというような感じにしか捉えられないんですよ。区のほうにただ申告すればそれで立ち上がったなという、そういうような感じで行政のほうでは捉えてもらっては困るなど。

だから、この組織図をしっかりするんだったら、メンバーまでしっかり把握しなければ、やっぱり行政としての役割が立たないんじゃないかなということ、私は申し上げているわけです。今後とも、ぜひその辺を密にしないと、いろいろな連絡の範囲というものも狭まってしまいます。ですから、私は、先ほど来言っているように、区長さんに丸投げではいけないんじゃないかということ、私は強く申し上げたいと思います。

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。

議員発議による中学校統合意識調査についてです。

まず、筑北中学校、今年度の入学生16名、私も入学式に招かれました。来賓数が75名、入学生が16名です。そして、来賓者数が75名。この現実を目にしたときに、生徒数の激減に、よく言われるこの地域の中学はいずれ1校になる時期が来る、いつかは、いずれは、近

い将来は、時期は言えない、そのような言葉はもう通用しません。子供のために、我々議員や大人が頭を下げてでも、中学の統合をこれからは真剣に考えるときです。一刻の猶予もありません。

ある中学生です。坂井から生徒が来なくなって寂しいですと。そんな中学生の声に耳を傾けるのも教育であり、教育行政でもあります。麻績村の教育行政は、私から見ますと、真の民意、村民の意見が全く届いておりません。教育は専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われる必要があります。このことを踏まえて、9月の定例会において、全会一致で可決された議員発議、聖南中学校と筑北中学校の統合に関する村民の意識調査の実施について質問いたします。

まず、要旨1です。

この中学校統合の村民意識調査の実施について、今回再任された教育長の考えについて伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育長の考えということでございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

教育長といたしましては、今、飯森議員さんのおっしゃられたとおり、いずれはこの筑北地域、一つになっていくというふうに考えております。それにつきまして、今後における調査の必要性はあろうかというふうに考えております。ただし、実施に関しましては、教育委員会での検討協議を行いながら進めていきたいという考えを持っておりますので、よろしく伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今の飯森教育長の答弁、私のほうでもしっかりと受けとめておきます。

しかしながら、これは本当に村民の皆さん、今回の私たち全員一致で議員発議として、この村民の意識調査、これをしてほしいということで、全員一致で議員発議したわけです。その辺もしっかりと心に刻んでいただいて、ぜひこの意識調査をしていただくように努力していただきたいと思います。村民は飯森教育長のところを注視しています。これは間違いないので、しっかりとその辺は受けとめていただきたいと思います。

それでは、質問要旨2です。

行政の長である村長は、中学統合の意見調査は必要ないとお考えでしょうか。伺いし

ます。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、お答えをさせていただきたいと思うわけでございます。

学校統合につきましては、議員ご承知のとおり、平成22年から筑北村と麻績村で協議を進めてきたわけでございますが、そして、平成24年には、当時の筑北村長、そして、私と両村長案という形で統合案を示させていただいたということでございます。

しかし、この統合案、私は理想的ではないのかなと、そう思っておりましたし、当時の筑北村長さんもそういう思いであったかと思いますが、麻績村におきましては、一部には問題ありましたけれども、大方ご理解をいただいたのではないかなと、そう私は判断しておりましたが、筑北村さんのほうでは、なかなかご理解が得られなかったという状況でございました。

その後、村長選挙によりまして、新たな村長さんが新たな公約を掲げまして当選したということでございまして、新たな村長さんにおかれましては、もっと大きな別の公約等があったわけでございました。そうした中で、この学校統合につきましてはの協議は進展せず、実質的に中断したということになっております。

そして、そういった中で、平成29年には、筑北村からいわゆる両村での協議ということを経ない特例という形で、すなわち地方自治法の第286条の2によりまして、いわゆるこれは特例でございまして、筑北村議会の議決を経て、麻績村・筑北村学校組合からの離脱通告があったわけでございます。この通告につきましては、前回、議員から何のものも言わなかったかというご質問があったわけでございますが、これは、ものを言えない、一方的な通告ということでございまして、そういったことで今日に至っているということでございます。

私は、議員と同じく、児童数が減少する中で学校統合が必要との思いは今も変わっておりませんし、早くそういった時代が来てほしいなど、そのように思っております。そして、こういった思いというのは、両村の村民も恐らく同じ思いではないのかなというふうに思っております。私も、今までの経緯、それから、村民と多く接する機会がございまして、ほとんどの方が私と同じ思いでないのかなとこう思っているわけです。

さて、意識調査の実施につきましては、同じ趣旨で筑北村さんにも提出されているわけでございます。麻績村議会では、実施の方向で採択されているわけでございますが、筑北村さんでは、まだ採択をされていないという状況でございます。これは、中学校ということになりますと、麻績村と筑北村、両村でありますから、当然両村で歩調を合わせていく必要があ

るということで、筑北村さんの動向を見て進めていきたいこう思っております。

それで、村長は必要ないのかというご質問でございますが、必要ないという考えなのかということでございますが、実は、この後の方の質問にもございますが、ある席で私の申し上げたことが正確に伝わっていないという点もあるかと思いますが、いわゆる私は、その前後のことが省かれているわけですが、今のような思いですから村民皆さんも同じ思いだということで、あえて統合についての意識調査をしなくても、統合をすべきだという人はほとんどだということを申し上げたんですね。ですから、すなわち意識調査までしなくてもわかることだ、わかっているということをお願いしたわけでございます。ですから、そういったことで、決して意識調査は行いませんということはないわけでございますから、誤解のないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私は、ちょっとこの必要ないということが新聞報道でされました。これが本当に村長のほうで必要ないということを行ったのであれば、本当にこれが事実だとすれば、議会の判断を無視する村長としての発言であって、議会軽視、議会そのものを否定するようなものと同じだと私は考えています。ですので、もう一度村長に聞きます。この必要ないということは、それを言った事実は間違いないですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私の申し上げた趣旨は、村民の皆さん、私もそうでございますし、一緒にやっという思いは誰も同じであると、ですから、あえて意識調査をしなくてもわかることだというをお願いしたわけなんです。ですから、多くの皆さんが望んでいるということをお願いしているわけございまして、決して議員の言う議会の皆さんが決めたその意識調査をやる、やらない、特にやらないということは決して言っていないわけでございますので、ぜひその辺はご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） やる、やらないは言っていないと。それでは、やってください。

それで、私、今回村長も今言われましたけれども、村民意識調査の実施を求める議員発議なんです。これは、私たち議員は住民を代表しているわけですよ。そういう議員が全員一致で可決されたものなんです。その点よく考えていただいて、やっぱり本当に私たちが村民に

意識調査をしてほしいよということに関して、必要ないというのは余りにも軽々しく、やはり報道機関に言うこと自体は好ましくないと思います。

それで、まず、村長は今までのいろいろと説明なさいましたけれども、私は中学の統合意識調査のどこに問題があるか、問題がないか、その辺だけはっきり答弁願います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、ご理解いただきたいのは、意識調査ということですね、村民がどう思うかということです。調査というのは、全てアンケート調査も含めてでございますが、まず、調査をする目的を設定すべきです。何のためにやるんですよということですね。それと、あわせて調査項目が当然必要です。どんなことを調査するかということ。それから、設問ですね、設問内容は当然必要でございますし、それから、調査対象をどうしていくかということ、それから、調査の時期でありますとか、あるいは、調査方法、直営でやるのか、あるいは民間委託にするとか。いわゆるこういったことをきちんとしなきゃいけないということと、あわせて最初に申し上げたとおり、中学、いわゆる統合ということになりますと、両村、麻績村と筑北村さんですね。

ですから、筑北村さんの動き、それから、意向等を含めてやっていかなければいけないということでございますから、議員おっしゃるように、麻績だけで簡単にできるということではございません。ですから、そういうことを申し上げているわけでございます。そんなことで、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 村長は、いろいろな問題、そういうものには議員とやはり行政のほうと一緒に汗をかくことだと、よくおっしゃられます。ぜひ、この村民の意識調査については、一緒に汗をかいて意識調査をしましょうよ。そうでないと、やはり村民の人たちは物すごく不満があります。意識調査することで、随分と行政のほうは教育関係にも村民の意見を聞く行政だな、そういうふうにするわけですか。今の状態だと村民から意見を聞いていない、この現状を打開しましょうよ。そうでないと、やはり教育問題はこれからも進んでいきません。これは、子供のためじゃないんですよ。我々大人のためなんです。そこの辺をしっかりと考えていただいて、ぜひ一緒に汗をかいて、この意識調査をしていただきたい。そんなふうに思っています。

それでは、先ほど来、調査しなくてもわかり切っている、統合は必要ないという意見が出たほうが困ると、そこまで村長は言っているわけですよ。ですので、困らないように、正々

堂々と意識調査を私はすべきだと思います。この辺いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ですから、調査というものは何の目的でやるかということです。一番は、いわゆる早期に両村の規模的にも教育環境を整えていこうということであるわけです。ですから、その手法についてはいろいろあるかと思います。その一つとして、意識調査ということもあるかもしれませんが、でも、最終的に何を狙っていくかということは、これは両村が気持ちよくやっていかなきゃいけないことなんですね。ですから、麻績だけで別のことをやるということも、これはいかがなものかなど。ですから、両村足並みをそろえてやっていくということが大事であるわけです。

こうした中で、現在、どういったことで両村が進んでいるかということも見ながら、気持ちよく進めていくということも大事だということも、ぜひご理解いただきたいわけでありませう。麻績村のことだけではなくて、筑北村さんの動き等も当然あるわけです。筑北村さんの思いもあるわけでありませう。そういった中で、子供たちのためにどうしていくかと、その手法を誤れば、できることもできなくなるということもございませうので、ぜひその辺もご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 時間も少なくなってきましたけれども、私は、この来年の4月からは、小学生がここを通ります、スクールバスを使って、中学生も筑北村からは隣村へ通ひます。そういうところを、やはりここで生活している小学生や中学生は皆さん見ているわけですよ、ここを通過するのを。そういうところを、小学生の心、中学生の心、そういうものを見ますと、お互いにどんな気持ちで通うのを見ているのか、また、通っていくのを見ているのか。小学校、また、筑北中学校を素通りしていくそういう姿を、私たちは本当につぶさに見つめて、これからも子供のために尽力を重ねていただき、これから筑北中学校、そして、聖南中学校がうまくいくようにこれからは考えていただきたいと思ひます。

そして、最後に、筑北中学校の生徒の激減に関して、村長や教育長が考えている以上に、当事者である生徒や村民の方が危機感を抱き、心配しているのだと、私はそのように認識しております。このことを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 申しわけございませう。私のほうから発言をお願いしたいと思ひわけ

でございます。

今、議員最後におっしゃったことでございますが、このことは、筑北村さんの決定されたということは、これは筑北村全村民の意向で決定されているわけです。正式に議会の議決を経て、そして、最終的に長が判断したということで、全村民がその方針を決められたことでございますから、私どもがいろいろ申し上げるべきことではないというふうに私は思うんです。ですから、そういったことで議員発言がもし誤解されるようなことがあれば困りますので、ぜひその辺の発言は慎んでいただきたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 時間になりました。

2番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

◇ 峯 村 賢 治 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

峯村議員。

〔3番 峯村賢治君 登壇〕

○3番（峯村賢治君） 3番、峯村賢治です。

さきに通告したとおり、質問事項1、防災、減災について、被災後の対応策は。2、ふるさと納税について。3、観光客の誘客について、質問したいと思います。

なお、子細は自席にて一問一答でお願いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 質問事項1の質問要旨ですが、道路の拡幅、また、迂回路の考えはということで、当村の幹線道路は国道403号線と丸子信州新線がメインであります。明治町から古司に抜ける道が丸子信州線の抜け道となっておりまして、幹線道路同等の交通量になってはいますが、歩道もなく、幅員も狭いために、歩行者の安全面の問題と、災害が起きた場合、通行どめになる可能性が高いと思いますが、道路の拡幅の予定はあるのか、また、それが難しければ、迂回路の予定はあるのか、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

国道から古司へ抜ける道でございます、村道23号線の拡幅でございますけれども、この道路につきましては、左右に民家、営業所等がございますして、建物移転補償等、莫大な予算が必要になりますので、この拡幅改良というのは当面難しいのではないのかなというふうに考えております。

また、その迂回路ということでございますけれども、本来旧坂井村へ向かう路線というのは、国道403号から本町の交差点を通過して丸子信州新線に向かう道というのが本来ということで、議員おっしゃるとおりでございますけれども、これにつきましては、国道、県道ということでございまして、この道路の拡幅改良等も現在国・県のほうへ要望をしているということでございますので、これをメインに使っていただくというのが大前提ということでございますので、その他の迂回路という考えは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、現在、あの道の交通量というのはやはりかなりふえていると思うんですけども、その交通量の増加に伴いまして、大型車も割と多く通るような状況になっています。その中で、それに対しての規制、あるいは、表示板の掲示とか、そういったものは考えられませんか。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 道路の交通量が多いことは承知をしておりますし、中には大型車がそちらで右折をしていくという状況も確認をしております。一般車両ということで、普通乗用車等の通行の制限というのは難しいかと思っておりますけれども、大型車の通行制限をかけるということは物理的に可能ではございます。方法といたしましては、地区の同意のもとに、地区から要望を村に上げていただいて、村としては県の公安委員会のほうへ申請をいたします。申請をしてから半年程度が必要になりますけれども、大型車の通行規制をかけるということは可能でございます。

ただ、あの中には大型車がたまに入ってくるような営業所等もございますので、その辺のところの住民の同意という部分については、少し難しい部分があるのかなということだと思います。その通行の許可についてでございますけれども、住民の中にその大型車の必要性があるということであれば、通行の許可証の発行ということも可能だというふうに伺っておりますが、余り前例はないということのようでございます。許可証の発行がされまして、1年更新ということでございまして、1年1年住民が必要に応じて更新をしていただくという

ような、そういった面倒な手続等も必要になってまいります。

一旦規制をかけますと、やはりちょっと都合が悪いので規制解除というような話も出てこようかと思えますけれども、一旦規制をかけてしまいますと、相当な理由がない限り、この解除ということができませんので、そういったことも鑑みの中で、住民の意見の集約等、それから規制等も難しい部分がございますので、その辺は慎重に考えなければいけないのかなというふうに思います。

いずれにしても、大型車が入っていく、すれ違いに苦慮するような幅員の道路でございますので、何らかの対応という部分は必要かとは思いますが、これとって特段の有効な手段というのはなかなか難しいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今のお話ですと、可能性はあるということで、これは最終的には区との相談ということにはなるかと思えますが、やはり中央部分は幅員も狭くて、さっきも申しましたが歩道もないし、やはり安全面の見地からも考えるべき問題ではないかと思えますので、区長を通してかもしれませんけれども、ぜひ検討していただきたいと思えます。

では、次の質問に行きます。

避難所等への発電機の配備はということで、これは前回の一般質問でもしましたけれども、今回の台風15号、19号の被害は甚大で、各電力会社の管内で93万戸、あるいは、52万戸の停電が発生しました。復旧に時間を要した地域も多々ありましたけれども、幸いにも当村ではそのような被害はありませんでしたが、しかしながら、今私たちの生活の中で電気に依存する比重はいかに高いかということをつくづく感じたわけでありまして。前回の答弁では、役場には発電機は準備しているとのことでしたけれども、大災害時にそれを運ぶ手段、また、人員が確保できるかという観点から、やはり避難所、福祉避難所、あるいは、一時避難所にはあらかじめ配備したほうがベストではなかろうかと思い、行政に改めてその配備を提言いたしますが、いかがお考えになるか、伺いたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今年の台風15号、19号の災害被害では、長期間の停電による住民生活の影響が指摘されておるところでございます。台風19号は、近隣自治体におきましても、停電により多くの方に影響が及んだということで認識をしているところでございます。

本村では、本年3月に、生活拠点の近くに現状より、より避難しやすい場所として、各地区のご理解をいただきまして、地区内の主要公民館を第1次避難所として設定をすることができました。現在、非常電源はなく、避難時の電源は必要な設備だと考えております。また、現在区長さんにお集まりいただき、打ち合わせの機会を今計画をしておりますけれども、その席で発電機導入について協議をしてみたいと。発電機を導入した場合は、年に二、三回の試験運転ですとか、燃料の交換、また、小型の発電機を計画しておりますけれども、格納場所というようなものもありますので、そんなことも含めて区長さんと協議をしてみたいということで、今検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） これは、先ほどの台風被害のこともありましたし、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

続きまして、要旨3の質問にいきます。

水、食料の備蓄はということで、これも同じく前回に質問しましたけれども、具体的に水は役場に2リットルのものが144本備蓄があるという答弁をいただきましたけれども、普通人は1日約2リットルが必要だというような話もありますし、この量がどうなのかという点と、また、村長の答弁でも、浄水池のタンクに長いところで2日間ぐらいの備えがあるので、どうやってそれを運ぶかという問題点は挙げていましたけれども、そこが一番問題で、当村ではやっぱり浄水池というのは山間地にあるもので、その運搬方法とか、人手の確保ができるかというのが、まず一番ネックになると思います。

ということを考えれば、避難所等への備蓄も必要ではないかという点。また、食料についてもしかりで、村長は、落ち着いた段階では食料を持ち出して外で煮炊きをするというような答弁をされていましたが、私が申し上げたいのは、その落ち着く前の数日間をどうするかということでありまして、被災直後のこの混乱や、恐怖心や不安感の中で煮炊きをできるかということも考えられますし、そのための備蓄というものも、避難所等には必要ではないかということで、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから食料の関係についてご説明をさせていただきたいと思いますが、災害発生時から数日間の食料につきましては、できるだけ温かなものがないんじゃないかなというような形で考えております。議員おっしゃるとおり、前回も

お話をさせていただきましたけれども、自宅にあるみそ、米等を活用しまして、今炊き出し用のこのような小さな袋も用意されておりますので、このようなものの啓発に努めていければと。これにつきましては、お箸とかも要らなくて、このままご飯が炊けて、ここから食べられて、一日何回かに分けて食べられるというようなものでございますので、このようなものも区長さんとの打ち合わせの中で進められればなど。また、このようなものを体験できるようなものも、社会福祉協議会と協力して準備をしてみたいと思っておりますのでございます。

また、避難が長期間にわたる場合などを想定しまして、今現在、緊急時の物品等供給体制を平常時から結んでおくことにより、連絡体制の明確化、統一化、また、供給依頼企業を事前把握することによって、緊急時の混乱を避けるということで、村内外の企業さんとの提携の締結に向けて、今準備を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから水の関係について、答弁させていただきますと思います。

さきの村長のほうの答弁もございましたけれども、災害の種類にもよりますけれども、今回程度の被害、災害等でございますと、各配水池につきましては15カ所、それから、減圧槽という水をためる貯水池がありますけれども、そこが20カ所ということで、飲料だけに使うということであれば、3日くらいは十分、量としては供給可能だと思います。

それから、村の水源が山間地にあるということ、議員も認識をされておりますけれども、逆に水源から取水さえできれば、今の発電機の問題もございましたけれども、聖と市野川の浄水場につきましては、常設の発電機を装備しておりますので、供給することは可能だというふうに思います。それから、高と北山浄水場、それから、野田沢、上井堀、頭無し水源等については、濁りをとる薬品と、それから、消毒の塩素を入れる機器の電源ということで、100ボルトの電気があれば十分ということでございまして、その発電機等については、村の中の発電機でも対応可能かなと思いますので、各それぞれ、先ほども申し上げましたが、災害の種類にもよりますけれども、水を供給するというのは可能な災害等もあるかなというふうに思います。

確かに、貯水池のほうから運搬とかをしてくるその方法等については、まだこれからどうしていくかという部分も課題という部分はございますけれども、その辺はまた検討させてい

ただきたいかなと思います。今、総務課長のほうからも、簡易な袋というものがございましたけれども、給水袋についても、そういった簡易のものもございますので、そういったものも今後活用するというようなことも必要なのかなというふうに思います。

いずれにしましても、どんな災害が起こるかわかりませんので、管がもう壊れてしまえば水の供給というのはできないわけございまして、そういったどんな災害かという部分もございますので、食料の備蓄も含めて、水の備蓄についても各家庭で、議員おっしゃられるとおり、1日1人2リットルから3リットルぐらいの3日間ぐらいは備蓄を各戸でしていただくということが必要なのかなと。これは、ほかの報道ニュース等にでもそういった報道がなされておりますけれども、各戸それぞれということで対応していただくということも必要であるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今答弁いただきましたけれども、やはりこの災害というのは、振興課長も言いましたけれども、いろいろな災害があると思いますけれども、想定する災害、最近では想定外の災害とも言いますけれども、最悪の事態を想定してからの備蓄なりを考えるべきじゃないかと思います。今の話ですと、やはりまずは取りに行けるような状況、例えば、道路が陥没したとか、隆起したとか、倒木によって通れなくなったとか、いろいろな条件があると思いますけれども、そういった中でやはりそれができるか、また、先ほど総務課長も言いましたけれども、そういった簡便にできるようなものもあるという話でしたけれども、やはり大災害に遭って、例えば、家が倒壊して、そんなものを持ち出せるかというような状況もあろうかと思います。

そう考えると、やはり先ほど言いましたけれども、避難所等へはある程度の常設というか、備蓄は必要ではなかろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変重要なことでございますので、私のほうから答えさせていただきたいんですけれども、先ほど総務課長のほうからも申し上げたかと思うんですが、災害対応について全て行政がという時代は、もうそういうことを言っていられない時代に今なっているわけでありまして。自助、共助、公助ということでありまして、一番大事なのは自分自身で備えていくということを意識してもらわなければいけないというときにもう来ているんです。

今、私どももこの災害に備えてということで、全国各地の大きな災害地の視察をさせてい

ただきながら、どんな対応が適切なのかということも研究させていただいておるわけですが、やはり何と言っても、行政というよりも自分自身がどう考えるかということが大事であるわけです。ですから、先ほどの水につきましても、先進の地では、常に大きな2リットル、3リットルというプラスチックのペットボトルがありますけれども、こういったものに常に保存しておく、そして、定期的に、例えば、1週間ごとにその水をそのときに使って、また新たに水道水を入れておくというようなことを、もう既に住民がやっているという先進地もございます。

それから、いわゆる備蓄でそれぞれのところに置くということではありますが、あるいは、家庭に配るといふことがあるんですが、例えば、配った非常用食料も、うちにあるお米も同じ条件なんです。ただ、乾パンだとか、そういった非常食、長くもつというものは、実際にはほとんど食されないというのが実態のようであります。ですから、例えば、農村部と都市部とは大分違いますけれども、それぞれの地域、地域に合った形での自助といいますか、自分自身でどう考えていくかということ、これから住民にそういったことを徹底していただく、いわゆる防災意識を持っていただくということを優先すべきだというふうに思っているわけです。

ですから、最低限、2日、3日、これは誰も援助に行けないわけです。ですから、その2日間、3日間は自分自身で生きるためにどうするかということを考えていただきたいと、こう思うんです。ですから、そういったことをこれから村は力を入れてやっていきたいということです。ですから、議員おっしゃるように、当然行政として備えなきゃいけないというのが、先ほどご提案いただきました発電機とか、いわゆるこういったものは行政としてきちんとやっていかなければいけない。

でも、すぐ飲まなきゃいけない水等につきましても、振興課長の言ったのは、少し時間がたって届けるということになるろうかと思えます。でも、実際にすぐ飲みたいというものは、それぞれのことで用意していただく。それから、常備薬だとか、必要なものは自分自身でもうまとめて置いておくとか、そういった意識を持っていただくということです。

それから、水道水、これは大変重要なものでございまして、今、村でもいろいろな計画をして検討しているわけですが、全部で35カ所くらいの水ためがあるわけです。これ、全てが一度にやられるということは恐らくないだろうと、だから、それぞれその30カ所を超すところにどうやって、こっちがだめだったらこっちへ行けるかと、こういうこともこれから研究しなきゃいけないということであるわけです。

ですから、全て備蓄品を行政でということではなくて、行政は何をそろえるべきかと、それぞれ自分自身は何をそろえるかと、こんなことをこれからやっていかなきゃいけないと、こう思っています。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、村長のおっしゃった話もわかるんですけども、やはり災害というのは最悪の事態は想定しなきゃいけないんじゃないかと思います。結局、やっぱり震災もそうですけれども、さっきも言いましたけれども、全壊するような倒壊で、それこそ命からがら逃げてきたような状況で何も持ち出せないと、じゃ、その後どうするかと、とりあえず避難所があるから一時避難所、あるいは、避難所へ避難しようということになった場合ですよ。それはとるものとりあえず逃げてきた人が何ができるかといったら、何もできないわけじゃないですか。

先ほどの水もそうですけれども、道路なり、インフラが全く使えないような状況、また、水道も全部壊れることはなくて、例えば、よそへ回すようなことができるかもしれませんけれども、逆にできない可能性もあるわけじゃないですか。管が壊れたとか、そういう可能性もあるわけだと思うんですけども、そういった面で最低限のものは必要ではなからうかと思うんですよ。

それは、先ほども言いましたけれども、役場に水は多少はあると、食料品はとりあえずはないという話は前に聞いています。食品というのは、菓子類があるとかは聞きましたけれども、それでもやはり、サンライフなんかでも考えてというか、用意しているような最低限の備蓄品は必要ではなからうかと思います。

これは、ぜひ次に検討していただきたいと思ひまして、また次の質問に行きますけれども、災害ごみ置き場、仮設住宅の用地等の考えはということです。

先般の台風後の各市町村での大量の災害ごみが出たわけですけども、当村でもその置き場の想定、また、そのごみの分別、指示に手順等ができていいのか、また、仮設住宅の用地の選定がされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 災害ごみの関係につきましては、住民課が担当課となりますので、災害ごみ置き場について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

台風19号での長野市の災害ごみ処理につきましては、ごみの量が多く、県外で処理をせざるを得ないというような状況になるなど、災害ごみの処理についても多くの課題が今回挙げられたわけでございます。

さて、麻績村の災害廃棄物処理計画でございます。この策定につきましては、現在、穂高広域施設組合の予算によりまして、既に策定済みであります安曇野市を除く構成町村において計画を策定しているところであります。当村における災害ごみ置き場については、現状において計画の中でうたっていくわけでございますけれども、これについては、総合運動場を候補地として進めてまいりたいと考えております。また、処理方法等につきまして、詳細につきましては、現在処理計画の中でうたっていくような形にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから仮設住宅の用地の考えはということでございますけれども、仮設住宅の用地につきましては、県等との打ち合わせの中で、麻績小学校の校庭、筑北中学校の校庭と第二運動場、旧日向小学校校庭ということで現在想定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） その災害ごみですけれども、やはり今回の長野市、千曲市等を見ますと、膨大な量、1年では少なくとも処理できないような量が出ているというようなことが報道されていますけれども、当村でそこまで出るかといったらちょっと何とも言えませんけれども、やはり、現状で1カ所というのはちょっと、先にも考えたほうがよかろうかなとは思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

長野市などでは、市民のごみ置き場として自治区ごとに地区のごみ置き場を決めて、その場に一時的に災害ごみを集めているというような状況でありました。人口の多い市などでは、そのような対応が必要になろうかと思えます。そのときの状況によりますが、そのときの状況によりまして判断が必要となると思えます。計画の中では、総合運動場を候補地としておりますが、それ以外の候補地についても、事前に検証していくことが必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、先ほど言った中にもう一つ、分別等というのはマニュアル等みたいなものはできているのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほど申しましたように、今、災害廃棄物処理計画を策定中でございます。この中でどの程度うたえるか、ちょっとまだ不明な点はありますけれども、基本的には分別をして、一時仮置きをするというような形でしておくことが必要かなと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、確かにこういう災害というのは、今回の台風もそうですが、いつ起こるかかわからない、ましてや地震なんかはそうだと思いますけれども、ぜひ早急に対応していただきたいと思えます。

では、次の要旨5ですが、トレーラーハウスの設置の予定はということで、これも前に質問しましたが、湖畔公園にドッグランが夏シーズン設置されているので、そのペットとともに寝泊りできるような点で新たな誘客が見込めるということと、また、災害時には仮設住宅に転用ができるということで提言したつもりですけれども、答弁としては、花火大会の打ち上げ場所に新たな構造物を置きたくないということでしたけれども、このトレーラーハウスのメリットというのはやはり移動がきくということで、固定された構造物ではない点と、また、今回のようなこの大きな災害があった場合、すぐさま仮設住宅に転用できるという点、また、仮設住宅をつくる場合に、やはり1月から1月半かかっているのが現状、長野市さんなんかもそうですけれども、かかってしまいますけれども、すぐ対応ができるメリットがあると思えます。

実際、今回の水害でも長野市さんは15台設置するというような記事がありましたけれども、平素は当村では観光宿泊施設になり得る点という面からも、改めて提言する次第ですけれども、そのことについて答弁を求めたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

トレーラーハウスを聖高原に設置いたしまして、コテージとして利用する場合がございますが、次の2点ほど課題がございます。

1つ目には、設置費用でございます。トレーラーハウスの購入経費が大ききや内容等により金額は異なるものですが、1台約500万円ほどかかります。また、設置後の給排水設備工事等の外構工事も別途かかります。

2つ目でございます。移動方法でございます。災害時に聖高原から仮に移動する場合、トレーラーハウス自体は車検つきトレーラーハウスと大型トレーラーハウスの2種類ございますが、どちらにしても牽引車が必要となっております。仮に仮設住宅として利用する場合は、牽引車を手配して、大型トレーラーハウスの場合は基準緩和認定書、特殊車両通行許可証の交付を受けてから初めて公道を走行することが可能となります。あわせて、聖高原が村内の北部に位置しているものですから、仮設住宅の設置予定地まで牽引車が聖高原にたどり着けるかなどの道路状況に左右される問題もございます。ですので、移動する手段が難しいという状況でございます。

こうしたことから、災害時の仮設住宅としての活用は、コスト面等を含めまして麻績村では難しいと今現在は考えております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 確かにお金はかかることなので、これは特に来年度の予算にと思って、盛っていただけるかと思っていたんですけども、それと、水に関して、あそこは水場というか、水道水がたしか近くにすぐありましたよね。だから、そんなに費用等のかかることではなかろうかと思えます。確かに、あと道路は今回も弘法清水の下で一部崩れたような箇所があったんで、その点は何とも言えませんが、先ほども申し上げましたけれども、観光施設としての利用も考えられますので、考える余地はあるんじゃないかなとは思っています。

一番は、やはりさっきおっしゃいましたけれども、1台500万円かかるということなので、長野市さんのように十何台も設置するというのは根底から難しいかなとは思っていますけれども、それでも数台あってもよかろうかなと。それと、その牽引の話がありましたから、確かに大型車を余り考えていなかったんですけども、現在あるようなバンガローにちょっと毛が生えたような小型というのか、中型というのかわからないですけども、そういうものでも対応できるんじゃないかなと思っています。

ですから、これも先々の話ですけども、かといって、今回の災害がありましたし、やはりもう一度早急に検討していただきたいと思えます。

次の質問に行きますけれども、やはり関連しますけれども、ペットとの避難はということなんですけれども、災害時にペットの避難をしたいという希望をされる方がいらっしゃると思うんですが、別途の預け先とか、一緒に避難できる場所とか、何かしらの対応策は考えていらっしゃるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

東日本大震災では、発生時に住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった事例が見られています。また、飼い主とペットがともに避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方がいらっしゃいますし、また、動物アレルギーのある方、こういった方も避難所には共同生活をする場面に遭遇するわけでございます。一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮する事例が多く見られたという事例がございました。

こんなことがありまして、平成23年12月に災害対策基本法に基づく災害基本計画の改訂が行われております。動物救護対策に関しましては、自然災害対策の各編に避難場所及び仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮に関する記載が追加されているところであります。また、環境省の災害におけるペットの救護対策ガイドライン、内閣府の避難所運営ガイドライン、この中でも避難所でのペットの同行避難ルールづくりが検討、記載されているところでございます。

これらのガイドラインを踏まえて、各避難所開設運営マニュアルの作成をしてまいりたいと思っておりますけれども、ペットとの避難につきましては、基本的にはペットと同行避難をし、避難所においてはペットの滞在場所の確保、屋内、または、屋外になろうかと思っておりますけれども、これらの確保が必要になると思われまます。

また、環境省のガイドラインの中では、飼い主の役割について、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことが必要とされておりますので、ペットの災害対策に関する飼い主等への啓発も今後必要になってくるかと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ということは、当村では現状ではまだそこまではっていないということよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 避難所の開設の対応、運営マニュアルがまだ確定しておりません。今作成中でございますけれども、その中では同行避難、それから、ペットの居場所の確定をしていくというような予定をしております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） せんの西日本災害の折もそうですけれども、やはりこのペットと避難が難しく、いわゆる車中泊というんですか、余儀なくされたような事例もありまして、実際エコノミー症候群になってしまったというような話も聞いた記憶があるんですけども、やはり今回の長野市さんでも、これはコンテナハウス、固定型を設置してその対応をしているというような記事もありました。ですから、そのような経験というか、当村ではないですけども、ことを踏まえても、これは検討の課題はあろうかと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

では、次の質問にいきます。

ふるさと納税についてですが、要旨1、企業版ふるさと納税についての考えはということで、現在、当村で進んでいる対象となる地方創生事業の概要と、また、その進捗状況についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、企業版ふるさと納税についてご質問でございますので、企業版ふるさと納税に関する制度、あるいはまた、手続等、今までの現在行っていますふるさと納税とはちょっと趣旨が違っておりますので、その辺のところから説明をさせていただきます。

企業版ふるさと納税につきましては、寄附額の約6割が税控除となっております。ですので、事業に対するやはり国としましても、経済的効果が求められておるかなというふうに考えるところであります。

まず、寄附を求めるには、具体的な事業に対しまして総合戦略に重点評価指標が設定されていることが当然求められております。さらに、対象事業に伴う地域再生計画を内閣府に申請をいたしまして、内閣総理大臣からの認定を受ける必要がございます。

次に、寄附を求める対象事業に対し、賛同していただける企業を見つけておくことが望ましいとされております。ですので、実際事業を進めていく中では、実質最低1社は寄附をし

てくださる企業があるということが前提となります。そして、認定を受けてから、その事業を寄附金を含めて予算化して議決をいただくという手続になってまいります。

その後、一般に公開をしまして、寄附を受けていくという手順がなされてまいります。また、原則、寄附総額は事業費を上回ってはいけないということが必要となってまいります。上回ることが予想される場合におきましては、基金を創設して、3年から5年計画で基金からその事業に対して充当していくというような、いわゆる基金の執行計画でございますが、これを地域再生計画をさらに変更して国へ提出して認定を受ける必要もございます。当然基金を創設する場合には、基金条例を制定して議会の議決をいただくというそういった手順も踏む必要もございます。

いずれにせよ、企業版ふるさと納税につきましては、単に寄附を集めるというものではございませんので、その辺のところはご理解をいただきたいかなというふうに思います。寄附額の見込みを間違えますと、他の自治体で報道されていますとおり、ああいった事例となる恐れがあります。こういった、特にやはり見込みが甘かったというようなこともございますので、慎重を期す必要がございます。

手続が面倒だからといって、私たちも手をこまねているわけではございません。今後、村が実施していかなければならない事業が幾つかございます。歳入財源は限られておりますので、民間の企業のお力をおかりをして、進めていこうと思っている事業も幾つか挙げるところでございます。その折には、議会の皆様にもご相談を申し上げて進めていくという段取りを今現在進めてございますので、ご理解を賜りたいかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先日、3日だったかな、当村でもそういう企業版ふるさと納税があったという話をちらっと聞いたもので、現在はどうなのかということ聞いたつもりだったんですけども、現状ではそういうものは当村ではないということですか。そうですか、わかりました。

では、これは今年度までの事業ということでしたけれども、さらに5年間延長されて、控除率も9割になるというような話が記事としてもあります。実際そういう面を考えましても、確かに目的事業があつてのことなんですけれども、実質対象事業としては松本広域でやっているような元気づくり支援金のような事業が対象になろうかとは思いますが、先ほど申しましたけれども、企業に対してのメリットも、9割控除というようなメリットもありま

すし、単純な個人のふるさと納税のものとは違いますけれども、ぜひ前に向かって考えていただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。

体験型のふるさと納税の返礼品の考えはということですが、現在、当村の返礼品の数もふえてきておりまして、その状況の中で品物の返礼品だけではなくて、何かしらの体験型の返礼品も考えてもいいのではないかと思います、これをひとつ伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 現在、当村私どもにおきまして、移住をふやすことを目的にした村内案内ツアーも年間を通して実施をしております。このツアーにつきましては、数時間で村内を案内することができますので、職員で対応ができております。

いずれにしても、現在体験を返礼品にしても、対応するのは全て職員がメニューをつくって、職員が対応せざるを得ないという状況となっております。役場の職員体制も行政改革を進め、職員数を削減してきているのが現状でございます。以前にもお答えしたかと思えます。商工会さん、あるいは、村民の中でそうしたサービスを商品として提供していただける人があれば、返礼品としてのメニューに加えてまいりますので、ご紹介いただければ幾らでもそういった商品にしてまいりますので、どうぞご理解をお願いしたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 案内ツアーとかをやっているという話ですけども、例えば、これも前に推進課長に聞いたような気がするんですけども、田舎暮らしの体験をできるようなものとか、これは、まだ場所がちょっとはっきりしないような話を聞きましたけれども、そういう体験とか、あるいは、聖高原があるので、これからのスキー体験なんかもやっている自治体もかなりあります。そういったものとか、これは特に職員がどうのこうのではなくて、管理はリゾートさんですか、だから、お願いするとか。また、観月苑なんかでも定期的にお茶をたてるようなこともやっていますよね。

そういう面も含めて、いろいろなこう田舎で体験できるようなことを中心に、何かしら考えることができるのではなかろうかと思えますので、これはぜひ推進課だけではなく、観光課のほうにも引っかかってくるのではないかと思いますし、ですから、課内の横のつながりを持って進めていただきたいと思えます。

時間も少なくなってきましたので、次の質問に行きます。

観光客の誘客についてということですが、要旨1で、キャンプ場の拡張の考えはということで、昨今のこのアウトドアスポーツの人気の中で、当村でもキャンプ場の収入というのは微増ながらもふえていますけれども、現在の持ち込みテントサイトの南側等の拡張をするような予定はございますか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

聖高原キャンプ場の今現在の利用状況でございますが、昨年の延べ利用者人数は1,170人、本年につきましては1,544人となりました。本年伸びた要因といたしまして、5月の長期連休であったり、8月の好天に恵まれて、キャンプ場の利用人数がふえたものとなっております。

キャンプ場には、バーベキューコーナー、バンガロー、持ち込みテントサイトがございまして、本年は特に持ち込みテントサイト利用者数が昨年は118件であったものの、本年は194件で、76件伸びております、これは、先ほど議員さんがおっしゃったように、アウトドアブームによる影響かと思われまして。

ご質問の件でございますが、現在テントサイトは12区画でございます。そのテントサイトでございますが、区画面積が今のテントのサイズに合っていないという状況がございまして、また、12区画のテントサイト全てが同じ面積ではないという状況になっております。そのため、先に現在のテントサイトの区画を整備して、その後、拡張検討有無をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ということは、喫緊ではすぐには考えていない、現状のリセットというか、整備のもとに次に考えたいという捉え方でよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） そうです。今現在の12区画をまず整備して、それでもまだ足りなければ、考えていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先ほども申しましたけれども、やっぱり昨今のこのアウトドアスポー

ツの盛んになっている中で、やはり麻績村の観光施設の中でも多少なりとも伸びているという部分は、拡張してもいいのではないかと思えますし、たまさか先ほど言った場所が保安林に係るということなので、また許認可の問題もありますけれども、やはり、これもぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

では、次の質問に行きます。

要旨2で、サイクルツーリズムによる誘客の考えはということで、今、国・県を挙げてサイクルツーリズムというのを推進していますが、この流れに乗るわけではないですけれども、当村でもインバウンドを含めた誘客の考えがあれば、答弁願いたいと思えますが、ちなみに、長野県では県の外周に沿った県内を1周できる700キロぐらいのモデルコースというものも設定する方針を打ち出しておりますし、当村の場合、そのコースから外れてしまいますけれども、また、この中信地区で何かしらのルート等が他市町村との連携の中で考えられないかということで、それと、また当村内では、サイクリングコースの設定、あるいは、例えば、電動アシスト自転車みたいなものをレンタル等の、前向きな考え方ができないかということで伺いたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

先ほど、議員さんがおっしゃられました長野県1周ルートの計画でございますが、こちらは平成31年3月に、長野県自転車活用推進計画が策定されまして、長野県では自転車で長野県を1周するジャパンアルプスサイクリングロードを構築しました。それは自転車の活用による観光地づくりを進めまして、国内外からサイクリストを初めとした観光客を誘客、長期滞在していただくことで、地域振興につなげていくことを目標に進めている計画でございます。

麻績村におきましての自転車を活用した事業といたしましては、長距離を走るグランフォンドを4回、上り坂を上るヒルクライムを2回、電動アシストつき自転車を利用したイベントを2回、今現在実施した状況となっております。

また、松本地域におきましては、本年10月に、松本地域自転車活用推進検討会が立ち上がりまして、その検討会の中で単独の自治体内でのイベント開催ではなく、広域的なコース設定の検討や情報交換等が始まった状況でございます。ですので、その松本地域の中で麻績村を通る広域的なルート等の検討を今現在検討が始まったところでございます。

また、シェアサイクル、レンタサイクル等については、現在は未検討の状態でございます。

要望がございましたら研究を始めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、答弁いただきましたけれども、やはり、国・県を挙げてやっている事業なので、ぜひその波に乗っかるというわけじゃないんですけれども、前向きな考えで進めていただきたいと思いますし、先ほどの中信地区の場合はコースから除外というわけでもないんですけれども、外れてしまうんですけれども、他市町村との連携の中でやはり考えていただきたいと思いますというものもあります。

それと、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、年に数回、いわゆるサイクリングのイベント等をやっていますけれども、それをさらに広げるためにも、当村内、できれば、聖のかいわいにおいても、コースが設定できればと思っているんですが、そのような考えは現状ではないでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

先日の松本地域自転車活用検討会の中でもそのような話が出たんですが、やはり、サイクリストにとっては、単独の自治体、麻績村等の小さな自治体の中のコースを走るだけでは距離的には物足りないということでございます。ですので、広域的なコース設定をやってほしいというような意見が、実際自転車に乗っている方からのご意見として出たところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。ぜひ、その広域で検討していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開を11時5分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（塚原義昭君） それでは休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 宮川秀俊君

○議長（塚原義昭君） 続いて、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

〔4番 宮川秀俊君 登壇〕

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川です。

3点について、お尋ねいたします。

まず、1点目は、バス路線の現状と課題についてですが、村営バスは定時定路線、それから地域循環型、そして福祉バスと、麻績村では3形態があります。利便性の向上は図れているのか。また、利用率のアップにつながっているのか、お尋ねいたします。

それから2点目ですが、台風19号被害の検証と防災についてです。

地球温暖化により、大雨の洪水被害が各地で頻発しており、防水・防災対策が求められています。今回の台風19号は、気象庁よりスーパー台風であり、命を守る行動をとるように再三にわたり異例の注意喚起がされていきました。山間地である当村においても、土砂災害や河川の氾濫の備えも重要であります。

3点目は、筑北中学校と聖南中学校の統合にかかわる村民の意識調査についてであります。教育問題、とりわけ学校統合に関しては、村民の関心も高く、将来を担っていく子供たちの学習環境の向上を図ることは必然であります。村政の重要な柱だと思います。

以上、3点につきまして、一問一答にて自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

では、まず初めにですが、バス路線の現状と課題について。

要旨1と2、関連しておりますので、あわせてお願いいたします。

1番は、村営バスの審議会、年1回開催されておりますが、どのような状況か。それから、2番として、今年度、上半期の利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、村営バスの運営審議会の関係と利用状況について、ご説明をさせていただきたいと思います。

村営バスの運営審議会につきましては、村営バスの円滑な運営を図るため設置しております。村営バスの運営に関して重要な事項がある場合に、村長の諮問に応じて村内の各団体の代表の皆さんで組織されて審議をされておるところでございます。開催状況でございますが、平成29年度には、運行事業者等の選定や自家用有償旅客の更新を間近に控えたこともありまして、審議会を開催し、意見をいただいたところでございます。

今年度におきましては、現在今までのところ審議会を開催していない状況でございますが、これまでの間、ご利用者様からいただいたご意見のうち、すぐに取り組めるものについては柔軟に対応してきたというところがございます。担当としましては、今後庁内の研究状況も踏まえて、意見交換会のような形で今年度できればなという形で、今現在検討をしているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度の上半期の利用状況でございますが、まず定時定路線でございますが、滑沢線、樺内線、聖高原線、上半期8,277名の方がご利用をいただいているところでございます。循環路線につきましても、同じく3路線でございますが、867名の方にご利用をいただいている状況でございます。

時間帯で見ますと、定時定路線につきましては、朝夕はお子さんたちの通園ですとか通学に活用をされておるといふことでございます。路線別で見ますと、滑沢線、樺内線は堅調な一方、聖高原線についてはちょっと減少傾向といふところがございます。

また、どの停留所で何名乗降しているかといふ集計もとっておりますので、今後分析しながら審議会のほうに諮ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 3番目の福祉バスの状況はわかりますか、乗車人員は。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私はちょっと今手元に資料がございませんが、申しわけございません。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、利用状況を伺いました。それで、今年度は審議会がなかったという事で大変残念であります。これから意見交換会を開催していくということですので、改善を図っていただきたいと思えます。

それで、今、上半期の利用状況をお知らせいただきましたが、昨年度と比べてはどんな状況ですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 昨年度に比べまして、おおむね同等ペースで推移をしているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 先ほどの答弁ですと、聖高原線は低いということで、そのほかは同程度ということなんですが、今のバス路線そのものを根本的に変えていくというようなことは考えていらっしゃるのか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在の村営バスにつきましては、廃止代替バス路線ということで、おおむね8割の助成を受けて運営をしております。また、これを根本的に変えるとなりますと、また新たな財源を探していかなければならないということもございますので、今のところは根本的に変えるということではなくて、今現在、庁内で担当課、総務課、住民課、また、社会福祉協議会も含めて、バスの現状を研究しているところでございますので、そんなところも含めて乗りやすいような状況を今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひ、利便性の向上に向けてお考えいただきたいと思えます。

それで、先月、松本地域振興局長の講演をいただきました。その中でも、地域ごとの公共交通の最適化、それに向け、局長がこれからはなされるということでありました。

それで、要旨3番であります。筑北村と連携した路線設定の検討についていかがか、お尋ねいたします。

筑北の谷の中を走る両村の住民がバスで移動できない現状であります。隣村の施設を利用したいとの声も上がっている中で、地域住民の不便さを解消し、福祉向上に役立てるためには、両村での話し合いが欠かせないものと思われまます。両村で一緒に県へ要請する、また、補助金、先ほど8割ということでありましたが、交付税75%程度という問題はあるにせよ、

協力できることは始めていかなければならないかと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 筑北村との路線の連携ということでございます。

麻績村におきましては、筑北村との連携ということで、平成28年に検討した経過がございます。このときは麻績村から筑北村さんのほうに呼びかけまして、県の支援事業をいただいて、アドバイザーを派遣いただいてさまざまな助言をいただいたという経過がございます。現行の麻績村の村営バスにつきましては、車両構成や循環型の運行、財政負担の増加から、協議は一旦停止しておりますが、筑北村さんとは担当者レベルでは常に情報交換をしております。現在、筑北村さんにおきましては、新しい交通システムを構築中でありまして、麻績村においても村内のバスの利便性の向上を目指して、現在研究を進めておるところでございます。

現在の状況でございますが、筑北村さんの村営バスにつきましても村内に数カ所バス停がありまして、村民の方もご利用いただいているという実績があるとのことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 筑北村さんのバスは麻績村を通って行かれるわけですから、それを利用できたらいいと思うんです。逆に、じゃ、麻績村から筑北村へ行っているバスはないので、その辺も考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在のバスにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、交付税の関係でおおむね8割の助成をいただいておりますが、筑北村さんのほうに相互乗り入れという形になりますと財源がございませぬので、その財源探しから、まず進めなければならないというところがございます。

それと、今現在の村営バスにつきましては、定時定路線の関係、それと、循環型バスの関係という形で、マイクロバスと10人乗り2台という形で運行しておりますけれども、現在の運行で時間を区切って運行するような形で手いっぱい状況でございますので、人員増とも必要になりますし、検討するとなれば、バスの台数もふやしていかなければいけないということもございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、一番この3路線といいますか、定時定路線は朝夕ある程度

の固定客があるということですが、一番昼間走っている循環バスですね、見たところ非常に利用状況が悪い。やっぱりこれは利用しづらいということだと思いますが、その辺の検討もいただけますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 循環バスにつきましては、上半期でございますが、滑沢線で248名、樺内線で418名、聖高原線で201名というような利用実績で、合計867名というような実績でございます。これにつきまして、現在利用状況等も把握する中で、もう全く乗らない場所もありますので、そういうようなところについては、担当と区長さんとの話し合いの中で少し乗車時間が短くなるように調整をさせていただいているところもございますので、そんな形で循環バス、また、先ほどもありましたけれども、福祉センターへ通うバス等の研究も現在進めておりますので、そんなことでもう少し効率的な運行ができればと考えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、循環バス、地区の区長さんですか、そういう方とも要望を受け入れながらやっていくということで、よろしく願いしたいと思います。

要旨4番ですけれども、児童の帰宅に関するバス時刻改善要望ということで、これは小学生ですね、今使っているのは聖高原駅、午後4時15分、滑沢線と穴水線ですか、2本が保育園、小学校の児童の皆さんが使っているということですが、今回、私が要望を受けたところ、小学校からバス待ちのために図書館を利用していると、放課後児童クラブに行っている子はそれなりに帰宅方法があるわけですが、そうでない子が若干いるようですが、この時間4時台、前は何かほかの時間もあったというようなお話をお聞きしておりますが、特に今の時期、9月から3月の間はもう夕方暗くなって、うちにいるおじいちゃん、おばあちゃんが心配されているという点があります。

それと、図書館は学校図書館であると同時に、村の図書館でありますので、特に水曜日ですか、帰宅時間が早いというようにお聞きしております。それで4時過ぎのバスまで待っているんですが、非常に図書館の使い方としてはどうなのかなと思っておりますが、この辺は教育長、お答え願えますか。

○議長（塚原義昭君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 私のほうからお答えしたいと思います。

まず、バスの時刻改正の要望でありますけれども、教育委員会への直接の要望ということ

は最近なされていない状態であります。ただ、議員おっしゃられましたように、利用している児童の家庭等から見た場合は、特に日暮れの早い今の時期等につきましては、そのような要望は出てくるものと理解はしております。

児童の通学バスにつきましては、先ほども議員のおっしゃったとおり、16時15分発というバスに乗っています。下校時刻が早い低学年の児童につきましては、下校からバスの乗車まで30分から40分ほどの待ち時間がありますので、図書館を利用して時間調整をしている状況であります。図書館の利用時につきましては、ルールを決めまして、ほかの利用者に迷惑がかからないようにということにしておる部分でございます。

なお、この際、低学年の利用が多いので、学校の教員が1名、毎日交代で対応に当たっているという部分でございます。

また、高学年につきましては、下校時刻が16時ということであるために、時間調整の必要がなく、下校したらすぐにバス停に向かうということでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） バス待ちの図書館の利用のあり方も含めて、もっと学校と保護者、それから、教育委員会、学校からなかなか教育委員会に対して意見がしづらい部分もあるように聞いておりますので、その辺も要望を聞いて、三者が連携してこれから検討していただきたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） バスの観点から少しご説明をさせていただきます。

4時台のバスにつきましては、循環型バスとの乗り入れの関係で確保できていないという部分で、滑沢線が4時33分に終わって、34分に聖高原のほうへ行って、それから循環型というような形もありますし、バスの台数が今のところ確保できていないというようなことがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この辺は、やはり保護者の方が一番心配されているところでありますので、これからよろしく願いいたします。

それでは、質問事項2番に入ります。

2番議員とも重複する部分がありますけれども、台風19号の被害の検証と防災についてお尋ねいたします。

先月初めに、同僚議員と長野市赤沼地区へ災害ボランティアに行っていました。そこは信毎報道にもありましたとおり、北赤沼の公会堂のところでありました。作業が終わって、帰路につく前に、その副区長さんがお礼とその当時の様子を話していただきました。それによりますと、その北赤沼の公会堂には火の見やぐらがあったんですね。それで、新聞報道にもあったとおり、消防団員の方が5分間半鐘を鳴らし続けて、それによってようやく避難をされたということでもあります。

今回のような大雨になりますと、なかなか緊急放送も聞かれないわけですがけれども、要旨の1番として、警戒と避難準備は万全であったのか、お尋ねいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 台風19号の警戒と避難準備の関係でございます。

台風19号の災害対応につきましては、麻績村の職員の災害対応マニュアルや避難勧告等の発令の判断基準に基づきまして、気象庁からの警報発令段階から警戒の対応を行ったところでございます。また、避難情報の発令につきましては、自主避難情報の発信、災害弱者の方の対応、また、避難準備、高齢者等避難開始情報など、また、特別警報等の発令ができたところでございます。

現在、庁内で課題等の洗い出しをしておりますので、また、庁内で情報共有しながら今後の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 過日いただきました台風19号の状況表によりますと、10月11日、前日ですが、終日台風準備ということが書かれております。実際、具体的にはどの程度の準備をされたのか、また、注意喚起を改めてされたのか、お尋ねいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 注意喚起につきましては、防災行政無線のほうで数回流させていただきました。準備につきましては、土のうの関係が必要になるということで、砂の確保、土のうの確認、また、シート等の確認ですとか、災害の発電機等の備蓄品の確認というようなことで実施をしておるところでございます。

あと、現地のほうも各担当課において確認をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 各地区の避難所、場所へは防災用品の配備をされたのか。また、2番

議員からもありましたが、警戒の判断、避難の判断というのは遅かったのではないかと
村民からの指摘もありますが、その辺はどうですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 防災備品の配布ということでございますけれども、当日朝から土
のう等の準備を進めまして、要望のあるところから順次、消防団員の皆さんと一緒に配布を
したところでございます。また、事前に自主防災組織で土のう準備をされていた地区もござ
いますので、そんなところも活用しながら行ったという状況でございます。

準備につきましては、マニュアルに沿って行っておるというところでございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 実際は、前日11日ですか、気象庁の発表では昭和33年の狩野川台風
にも匹敵する記録的な大雨となる恐れがあると報道されておりました。実際12日は、この時
系列を拝見すると、15時40分、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始、それから、
宮本、梶浦地区の一時避難所が開設ということでありました。まさにこの時間帯は、聖高原
で先ほど来、アメダスの量が出ておりますが、1時間降水量を更新しまして28.5ミリと、
10月としては最高値を更新しているというこの大雨の時間、私も地区の防災として、それで
土のうをこの雨の中用意していたわけですが、土のうの袋も実際十数袋分しかなかったわけ
で、とても配布までには至りませんでした。

それから、この避難準備ですけれども、もうそのときには県道から入るところは水がつい
ておりました。この大雨の時間帯、15時40分ですか、このときが一番激しくなってきたと
は思うんですが、避難に際して妥当なのかどうか、この時間帯に避難することが。例えば、
大雨の中で避難するときには何か持って行って、毛布もない中でどうやって避難するのか。た
またま私の地区では、区長初め、役員がストーブをつけて用意してくれていたり、また、カ
ップラーメンの用意等もありましたが、その辺、村としてはどのような考えなのか。例えば、
毛布みたいなものは濡れてしまうのでだめなので、断熱性のこのアルミシートぐらいは各公
民館に準備すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難準備の発令につきましては、午前中より各河川の見回りを行
っておりまして、その河川の状況を見ながら避難準備情報を出したというところでございま
す。

また、備品につきましては、各自主防災組織、区で対応いただいておりますけれども、

炊き出しを行っていただいたところもございますし、先ほどの宮本のように準備していただいたところもございますが、そんな形で、また、今後区長さんとの集まりの中でお話し合いができればなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それは、今回の19号の台風災害に関して、特別に区長会を開催される予定なのかどうか。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 台風19号災害だけではなくて、防災の関係でちょっと村で予定していた部分もあります。その関係も含めて、区長さんにお集まりいただいて、ちょっとお話しできればなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○4番（宮川秀俊君） はい、わかりました。

それでは、要旨2番に移りますけれども、13日未明に発生したと思われる麻績川決壊箇所と農地の復旧見込みについて、お尋ねいたします。

これまでも、宮川と麻績川の合流点ですね、麻績川の流量がふえると宮川からの排水が滞留してしまって浸水が発生しております。今回は1軒のお宅でありましたが、麻績川の上流で決壊したため、そのために水の流れが変わって、逆に宮本地区の被害は少なかったのではないかと地域の方から言われております。もともと川幅が狭い上に、曲線が多い構造的な欠陥もありますため、根本的な解決策、恒久的な対策を望む声が地元から上がっております。

それで、決壊箇所の工事はいつごろの予定なのか、また、農地の復旧は田植えができるころまでには終わるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから宮本地区の麻績川の決壊の部分の災害についてご説明をさせていただきたいと思っております。

麻績川の決壊箇所につきましては、県が災害復旧申請を国のほうへ行っております。概算工事費1億6,000万円ということでございます。1月に災害査定予定ということでございますけれども、県選出の国会議員や県会議員等の働きかけもあり、この災害につきましては、応急本復旧工事ということで1月の査定を待たずに12月工事発注をするという予定と聞いております。

農地の災害についてでございます。決壊によって農地のほうへ土砂が流入しております。その土砂を排出する工事等につきましては、麻績川の堤体の復旧工事の進捗状況を見据えた

中で、工事着手をさせていただきたいというふうに思います。災害復旧に当たっては、県が行う工事でございますので、松本建設事務所と協議する中で、早期に工事に着手ができ、耕作がなるべく早くできるように努力をしていきたいと思っております。工事箇所が災害場所と一緒にございますので、先に麻績川の堤体を復旧した後、農地の復旧ということになりますので、農地の復旧につきましては、最低でも1年等の間、耕作ができない部分が出てくるのかなというふうに思っております。

麻績川の災害復旧につきましても、濁水期での施工というのが基本でございます。出水期には中に入れないという部分もございますので、その辺のところは県が施工する工事でございますので、どういうふうにするかという部分は詳細はまだこれからですので決まってきていませんけれども、いずれにしても、県と協議する中で早急な対応をしていきたいと思っております。

その辺につきましては、それぞれ関係者のほうへ現状の説明は行っておりますけれども、工事のスケジュール等が確定した段階で、また、関係者のほうへはおつなぎをしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 12月、今月工事発注ということでありました。それで、1点、その決壊箇所、それについて設計的なものは現状どおりなのか、あるいは、少し直線的にするのかどうか、その点が1点と、農地は最低でも1年かかるということで、来年の田植えには間に合わないということによろしいですか。それと、それに伴いまして、農家への補償はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思っております。

麻績川の堤体の工事、復旧工法等につきましては、県が申請を行っている関係上、村のほうにはまだ情報が来てございません。長野市の千曲川の決壊の情報を、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、補強工事という、補強という部分もするということが報道されておりますけれども、基本的には原形復旧ということでございますので、再度崩れないような形の補強工事というのが基本かなと思います。詳細につきましては把握をしてございませんので、内容等が示されましたら、またおつなぎしたいと思っております。

それから、農地の復旧の件でございますけれども、地権者のほうには、今年度、来春の耕

作までには工事は間に合わないだろうという話はさせていただいております。なるべく早く復旧できるように、工事期間がダブるような形も含めて、なるべく早く施工できるように協議してまいりたいというふうに思っております。

それから、補償ということでございますけれども、災害ということでございますので、基本的にその国・県・村から補償という部分は、現在のところ考えてございません。今のところそういった情報もございません。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 工事に関しては、現状を補強するということですので、宮古橋から見たところはそんなにカーブしていないのに、何であんなところが決壊したのかと思いますけれども、ちょっと坂井側から、上流から見ると、やはりあそこに直で当たるような形になっておりますので、これは補強に関しても村のほうからちょっと要望を出していただければと思います。

それから、農家への補償はないということですので、これは地権者の方、耕作者の方へ村のほうから丁寧な説明が必要かと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

では、次、要旨3番ですけれども、元気づくり支援金を活用した防災用品の整備、それと、ハザードマップの作成について、お尋ねをいたします。

松本地域振興局の元気づくり支援金の令和元年度の事業区分を見ますと、安全・安心な地域づくりとして、1次分と2次分を合わせて6件が採用されております。一つは、非常持ち出し袋の整備、これは筑北村です。もう一つは、ハザードマップの作成、こちらは生坂村です。近隣の村がこういったものを申請して採用されているわけですから、麻績村は検討されているのかどうか、できないのであれば、なぜできないのか、その点をお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ハザードマップの関係でございますけれども、麻績村の防災マップにつきましては、平成26年に改訂しておりますが、その後、急傾斜地の追加ですとか、避難所の変更が出てきておりまして、現在犀川砂防事務所の支援を受けまして、麻績村防災マップのデータ更新事業を進めておるところでございます。本年度につきましては、防災マップと防災資料編のデータの作成ができる予定にしておるところでございます。また、そのデータを活用しながら住民と活用できる事業を検討中でありまして、来年度には補助事業等を

含めて申請できるよう今現在進めているところでございます。

元気づくり支援金につきましては、住民との協働ということが基本でございますので、そんなことも検討に入れながら現在補助事業等の検討をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、マップについてはデータ更新とともに新しくなるということですが、今の配布されているその平成26年の作成のもので、あれはポスターサイズで役場とか公民館のようなところには、張っておくには見やすいかと思いますが、各家庭では、やはり自分の住んでいるところがどういった危険箇所なのか、浸水の想定ですとか、土砂災害が想定されているようなところ、やはりこれは見やすいように、これは以前にもお尋ねしたかと思いますが、A4サイズでしっかりと防災意識が高まるような、そういったことを考えていただければと思います。

それから、筑北村で行いました非常用持ち出し袋の整備については、村としてはどのようにお考えですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） マップの関係でございますけれども、マップにつきまして、今現在、表と裏という形になっておりますけれども、現在検討しておるのはマップと、また、現在裏にあった要覧を別につくりたいという形で考えております。

それと、村内を10地区ぐらいに分けた細かな地図も今現在検討して進めておるところでございます。

それと、先ほども備品についてのご質問でございますけれども、備品については非常持ち出し用袋ということではなくて、また、区長さんとも相談をして住民協働を得られる中で、備品についても補助申請の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） マップについては、何回も言っているとおり、やはり1枚で掲示するものにあわせて、各家庭で見やすいようなそういうサイズをつくっていただければと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） すみません、説明が不足で申しわけありません。

防災マップについては、今ポスターサイズのもの、村内を10地区に分けたものということで、今二通りつくる予定でデータ作成を検討しておりますので、よろしくお願いします。

ワンカットの中には、集落部ですね、密接しておりますので1集落ということではなくて、近隣の集落が入ってきて周りの状況がわかるようなものという、A4サイズではちょっと難しいのかなということでもありますので、できるだけ小さなサイズで、10カットくらいで今検討していますので、よろしくお願いします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 各家庭、高齢者等も多いわけですので、そういう安全面を考えて、見やすく作成していただければと思います。

それで、4番目ですが、麻績村アクアセンターの浸水防止対策についてお尋ねいたします。

かねてより報道があります長野市の処理施設においては、浸水によりまして電源、ポンプ等、使えなくなりまして、簡易排水というようなことがありました。麻績村についてはどのような対策を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

麻績アクアセンターでございますけれども、地下ポンプ場に浸水を想定して、強力な排水ポンプ3台を設置してございます。中に水が入ってきますと、その水をポンプでくみ上げて貯留槽へ排水するというような設備になってございます。

対策的にはそういったことでございますけれども、今回県が作成しております浸水想定区域図によりますと、アクアセンターは2メートルまで浸水するということに想定はされておりますけれども、今回の台風19号によって越水をいたしました橋の位置からアクアセンターが浸水するまでには高低差80センチございます。さらに、アクアセンターの南側の麻績川の堤防につきましては、そこから1.2メートル低いということで、アクアセンターの浸水がポンプ場の中に入るといところまでいきますと2メートルの差がございます。ということで、麻績川全域、全体が浸水するという場合は除いてでございますけれども、それ以外のことでございますと、アクアセンターに麻績川が越水をして入ってくるということは考えにくいかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今の予想では地下まで入らないということでもあります。ただ、今は、

今回の台風の被害を見ますと、やはり一番心配なのはその地下のポンプが使えなくなってしまうらどうなるのかなということでお尋ねしましたので、今のところそういう心配はないのだということで安心しました。

それでは、最後に、9月定例、発議第4号 聖南中学校と筑北中学校の統合に関わる村民の意識調査の実施について、お伺いいたします。

これも、先ほど2番議員とも重複するところがありますが、村長と教育長に実施に向けての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから、まず、答えさせていただきたいと思います。

議会で議決いただきました内容でございますが、2020年5月末日までということで頂戴しているわけございまして、まだ着手はしてございません。

また、先ほど、2番議員さんの答弁にも申し上げたわけでございますが、中学校統合の意識調査というのは、当然麻績村だけではできないことございまして、筑北村さんと含めてということになりますので、筑北村さんと歩調を合わせる必要があるのかなと考えております。その歩調を合わせるということはどういうことかと言いますと、例えば、意識調査の目的設定でありますとか、調査項目でありますとか、調査期間、それから設問内容でありますとか、それから調査時期、それから調査の方法等ですね、いわゆるこういったことを調整が必要でございますので、筑北村さんの動きを見ながら進めていきたいと、こういったことでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、教育委員会の関係でございますが、教育委員会では現在検討中でございます。教育委員会では必要性の協議等を行っておりますが、調査することについての異論は出ておりません。また、教育委員全員におかれましても、いずれその時期が来れば筑北地域が一つになっていくということになることは、全員が承知しているところでございます。

しかしながら、現在の筑北村さんは、令和2年3月末をもって組合から脱退して、筑北村の学校運営を行っていく方針を立てております。そして、現在事業を進めておりますことから、麻績村としての、教育委員会としての調査を進める必要性、また、それを実施することによります子供たちへの混乱を避ける必要性等について協議をしております。

そういう中で、筑北村議会へも同じような内容の発議がなされたとお聞きしております。統合については、今、村長のほうからも申し上げましたが、お互いの立場をしっかりと理解しながら、同じ歩調で進めていくことが重要と考えておりますので、その経過も見ながら検討していく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村長、教育長とも予想されました答弁という感じがします。調査期限ですね、これは2020年、来年5月末と規定されております。もう年明けから質問要旨を考えていかないと、また回収、それから報告まで、5月まで間に合うのかなという非常に疑問に思います。

それで、先ほど、村長は、筑北村と協調して歩調を合わせていくんだというお話でありましたが、私は、麻績村としてその意識調査をして、逆に筑北村のほうへ麻績村としてはこういうことなんだよということをアピールしていくことが、私は重要じゃないかと思っております。手をこまねいては全然進んでいきません。

それで、これまでの経過をたどってみました。学校統合の検討は、筑北村が、先ほど村長が言われたとおり、平成20年2月から、また、麻績村は平成21年3月から始められています。教育委員会での検討と上申書を経て、両村での学校統合検討会議が開催されてきたということであります。

今回の質問に際し、どこか資料はないのか探しましたところ、学校統合に関して筑北村のデータが残っていました。昨今、内閣府はすぐにデータを消去してしましますが、筑北村はしっかりと公文書管理がされていて、証明されたところは非常に喜ばしいことでもあります。

そのデータは、第1回から第9回まで、第1回は、平成23年8月4日、出席者は麻績村が9名、筑北村が13名、計22名でスタートしております。そして、その後、9回が平成24年3月29日まで開かれておりました。両村ともこれまで長い時間と労力を費やしてきたわけですが、実を結ばなかったわけであります。なぜ合意に至らなかったのか、それは村長、教育長、現在の副村長が出席しておられましたので、その辺の詳細はおわかりだと思います。

合併問題のつまづきから始まって、いまだに学校統合に関して引きずっております。当時の保護者も、そして、今の保護者も気持ちは変わっておりません。何とかしてほしいという切実な願いは保護者のみならず、村民が多く抱えている思いだと思います。もっと真剣に行政は向き合っていくべきではないかと思いますが、どんなですかね、村長。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このことは何回も申し上げているわけですが、なかなか真意が伝わっていないのかどうか、ちょっとわかりませんが、私どもも平成22年から学校統合については始めたわけですが、こういった経過の中で、両村長案が示されたということも記録をごらんになったかと思えます。この両村長案を示すまでも、相当の時間も費やし、そして、両村長、相当真剣にこのことを考えておりました。それから、こういった両村長案を出すについては、私どももこれは最善の方策だという思いで出してきたわけですが、やはり統合というのは、両村が気持ちよく、そういったことで一本になっていかなきゃいけないということをつくづく感じたわけですが、

そうした中で、今の状況に至っているということは、麻績村において、この統合はしていきませんよという方針は1回も出していないはずですが、それは記録をごらんになっているかと思えますが、筑北村さんにおいては、それぞれ方針転換がされたということでございますが、これも、筑北村さんの全村民の意向でこういった方向が出されておりますし、それから、こういった方向も正式に議会の議決を経て出されているわけですから、筑北村さんの流れというものも、これを理解してもらわなければいけないとこう思っております。

ですから、今の状況は、そういった状況であるわけですから、これからどうしていくかということでございます。ですから、これから将来に向けて一緒になっていこう、いきたいということは、これはみんなの思いだとそういうふうに思っているわけです。ただ、このやり方が、やはり両村で手をつないでやっていかなきゃいけない、そう思っているわけです。議員おっしゃるように、麻績だけでも進めろということではありますが、果たしてその方法でいいのかということでもあります。ですから、それは宮川議員さんのお考えかと思いますが、私はもっと慎重に両村の立場を理解しながら進めていくということのほうがいいのではないかなと、こう考えているということでございます。

ですから、何度もくどいように申し上げるわけですが、この地域の学校は適正規模でやっていきたい、よい環境をつくっていきたいというのは、これは皆さんが希望していることだということでございます。そういったことで、ぜひご理解いただきたいと思えます。以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私の考えだけかもしれませんが、麻績村としては、もうちょっとアピールをするところが重要だと思います。

それで、第9回の最後の両村の検討会議、そこで村長案が否定されてしまったわけなので、両村最後の協議決定機関である両村会議において、提案をしてくださいよということで終わっております。それから、村長が今まで申し上げていただきました村長選等がありまして、その後、筑北村は独自路線ということでもありますので、麻績村としては、何だかわからないうちに蚊帳の外に置いていかれちゃったような気もしております。どうか、今教育問題は、最初に申し上げましたとおり、非常に重要な柱だと思いますので、その辺、善処していただいて、時間が来ましたので、私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃることは承知しているわけでございます。何度も何度も申し上げるわけでございますが、それぞれ筑北村さん、麻績村、それぞれの自治体でございますし、それぞれの村民のお考えというものがあるわけであります。そうしたことで、今が動いているわけでございますので、筑北村さんの方針も尊重していかなきゃいけないという面もあるということも、ぜひご理解をいただきたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食時間のため、休憩をとります。

再開は午後1時からとします。

ただいまから再開時刻まで休憩とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 小山福績君

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

○5番（小山福績君） 5番、小山福績。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

初めに、高齢ドライバーの事故防止対策について。

令和元年4月19日、東京池袋で起きた旧通産省工業技術院の元院長、事故当時87歳が赤信号を無視して直進し、時速90キロを超えるスピードで12人を死傷させて、幼い子供とその母親を死に至らしめた悲惨な事件でした。

事故を起こした車両には、現在のような安全装置がついていなかったと思われます。安全装置付きの車両であれば、これほどの惨劇にならずに済んだと考えます。

次に、質問事項2、運転免許自主返納後の交通手段について。

村内の主な交通機関は、定時定路線バス、地域循環バス、福祉バス、JAお買い物バスの4系統と思います。運転免許返納後のきめ細かな足の確保が必要と考えます。

なお、この質問は、前段の4番、宮川議員さんと重複する部分があるかと思いますが、ご理解をいただきたい。

最後に、質問事項3、長野県で義務化された自転車保険について。

令和元年10月1日から、長野県内で自転車を利用する際には、自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。罰則はありません。

令和元年9月30日、長野県町村議会議長会研修会が開催されました。研修内容の1つに、自転車活用のための推進体制について、県、県民文化部くらし安全・消費生活課長、古川浩氏による講演がありました。お話の中に、各町村においても、自転車保険の加入促進を図ってほしいと話しておられました。

麻績村においても、自転車利用の多い子供たちを初め、村民の安心・安全のため調査研究する必要があると考えます。

以上3件について、質問要旨に沿って、自席にて一問一答形式で質問させていただきます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、要旨1、安全装置つき車両の購入補助制度について、要旨2、ペダル踏み間違い防止装置について、後づけタイプのものです。この補助制度についての質問は、関連がありますので、要旨1と要旨2を一括で質問します。

現在製造されている国産乗用車は、全メーカー安全装置付きの車両で対応していると思われます。主流は、車両フロントガラス中央上部にカメラを取りつけて、歩行者、前方車両、

交通状況等を読み取って、事故になると判断したときには自動でブレーキを作動させるシステムです。

麻績村でも使用されている台数の多い軽トラックにも、ダイハツ工業ハイゼット、スズキ自動車キャリー、この2社で製造され、他メーカーに供給されている車両も同等のカメラがついた安全装置、ダイハツ社は衝突回避支援ブレーキ機能、スズキ社は衝突被害軽減ブレーキの名称で販売されています。メーカーによっては、作動条件には差があります。車両価格は、標準車両より6万円前後プラスされています。

ペダル踏み間違い防止装置、これは、現在使用されている車につけるタイプの後づけのタイプのものです。近年、ニュース等で頻繁に報道されているブレーキとアクセルペダルの踏み間違いによる事故が起きています。この事故は高齢ドライバーだけでなく、若年ドライバーも起こしています。

トヨタ自動車、ダイハツ工業は、車種によって後づけできる装置を販売しています。自動車メーカー以外にも数社あると聞いています。純正タイプのものは、費用的には約5万円から6万円くらいだと思います。

塩尻市では、市内70歳以上のドライバーに対して、来年2月からブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置取り付け補助制度を開始するための予算、55台分300万円をこの12月定例会に補正予算に提出すると報道されています。

先月11月22日、信濃毎日新聞の記事によると、国が高齢ドライバーを対象とした安全装置つき車両の購入に補助金制度を検討しています。新車1台当たり最大10万円を65歳以上に補助するとのこと。そこで、麻績村でも国の方針が明確になるまでの間、補助金制度を暫定期間を設けて実行する考えはないかお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、高齢ドライバー事故防止対策についてということで、安全装置つき車両購入補助金制度、それからペダル踏み間違い防止制度、後づけのものでございますけれども、補助金制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、安全装置つきの車両購入の補助でございます。議員おっしゃられましたとおり、現在、詳細な内容は不明でございますけれども、国において今年度新たな経済対策の中で、高齢者が自動ブレーキなどを搭載した新車、または中古車を購入する場合に、費用の一部を補助する方向で検討がなされています。

また、国産の新型乗用車を対象に、2021年11月からは自動ブレーキ搭載を義務づける方針が示されております。

このような状況の中で、国は早急に補助の実施を行うというような方向に進んでおります。国の補助が決まりましたら、補助制度を活用していただくよう住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在この補助につきましては、長野県の自治体の中では2自治体、飯綱町、小川村が数万円の補助を出しているというふうにお聞きをしております。

続きまして、2のペダル踏み間違い防止装置、後づけの補助金制度でございます。

現在のところ、先ほど議員おっしゃられましたとおり、松本地域の市村での制度を導入しているところはありませんが、来年の2月より塩尻市で導入予定であるとお聞きしております。

先ほどのご質問でお答えしておりますが、国では後づけのペダル踏み間違い防止装置についても、新たな経済対策により補助対象とする方向で今調整をしているようでございます。こちらにつきましても、国の補助制度が決まりましたら、補助制度を活用していただくよう住民に周知をしてまいりたいと思っております。

このことによりまして、現状においては、独自の補助制度については考えておりませんが、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほどお聞きしたのは、国の方針が明確になるまでの間、恐らく数カ月という単位だと思いますが、これがもう麻績でこれを始めることによって、麻績の高齢ドライバーがこの自動運転とか踏み間違い防止装置について、どのぐらいの関心を持っているか、それを確かめる意味も含めまして、補助額、補助期間等はまたご検討いただければいいんですが、その辺のところはどのように理解しておられますか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） できるまでは補助を出せばいいということになりますけれども、現状では、国の補助を使っていただいて事業をしていただくというような予定にしております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） わかりました。あくまでも国の措置を使ってやっていくので、麻績村では、現在のところ、この補助制度については制度化するつもりはないということで理解します。

要旨3、村として高齢ドライバー向けの講習会の計画は。

安曇野警察署交通課、安曇野交通安全協会同麻績支部の協力をいただき、高齢ドライバー対象の講習会を行う考えはないか。

私も職業が自動車関係ですので、計画されれば最新の安全装置がついたデモカーを提供しますので、ぜひ高齢のドライバーの皆さんにも、試乗をするなり、体験するなりということを考えておりますが、行政側としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、高齢ドライバー向けの講習会の計画についてお答えをさせていただきますと思います。

高齢ドライバー用の講習会につきましては、安曇野警察署交通対策課に確認しましたところ、大きな市単位では開催することはあるとのことでございます。

現在、安曇野交通安全協会などが主催する高齢者安全運転コンテストが年2回開催されております。現在は麻績支部の皆さんが参加されているというようなことでございますので、そのようなものも活用しながら参加者を募ることも安曇野交通安全協会麻績支部の皆さんと相談してまいりたいということでございます。

また、講習会の希望が多く出てきた場合につきましては、安曇野警察署の交通対策課及び安曇野交通安全協会麻績支部の皆さんと協議しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 麻績村としてやることということでお題目を上げたわけですが、何か今話を聞いていますと、やっているところがあるから、そこへ行ってやればいいんじゃないかというように聞こえるんですが、やっぱりこれだけ高齢ドライバーがふえてきて、先ほどの話のように、大きな事故が起きる前に、高齢ドライバーの皆さんに自分を戒める意味も込めまして、ぜひ高齢ドライバーの講習会というものが必要だと考えますが、検討する余地もないということよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在のところ講習会の開催希望という声が余り聞こえてこない

ものですから、その声が大きくなってきた段階で開催については検討させていただければと考えておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

それでは、質問事項の2、要旨1、村内を運行しているバスの時間等の見直しは。

この質問については、令和元年10月8日、民生児童委員と議員で行った村民対話集会の中で、委員の方から高齢者の免許返納についてのご意見がありました。内容は、高齢者による車両事故が多く、防止対策としての免許返納には村営バスの利用がしやすくなる必要がある。福祉バスなどとの時間配分など、工夫が必要ではないかとのことでした。

現在の村民利用者等からは、バスの運行等について苦情等はありませんか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 村営バスの運行につきましては、要望等は個々ありまして、細かいものについては、その都度対応をさせていただいております。

ご質問の時間等の関係でございます。これにつきましては、現在、住民課、総務課、また社会福祉協議会と現状について研究を進めておるところでございます。

また、バス担当のほうで福祉バスのほうに乗車させていただいて、村民の皆様の声もお聞きしているというような状況の中でもう少し検討をさせていただいて、内容については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） この議会のほうも、これで役職が変わりまして、自分も今度村営バス運営審議会の委員となりましたので、またその席でいろいろと研究を自分なりにもって、村民、また利用者が都合よく利用できるようなことに努力をしていきたいと思っております。

それでは、要旨2、予約できる車両の導入検討は。

高齢化が進み、バス停まで行くのも大変な方もいます。そこで、自宅玄関から目的地玄関までを予約制で送迎する車両を導入する考えはないかお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、長野県内におきましては、自宅玄関から目的地玄関まで行くというようなデマンドバス運行形態については、余りないというふうな形で今認識しております。県内で今現在進んでおりますデマンド交通につきましては、路線がある程度決まっている中での運行というような形で動いているかと思っております。

現在の麻績村の村営バスの状況でございますが、バスの運行につきましては、特別交付税の中でおおむね8割くらいの助成をいただく中で動いておるといところでございます。

新たに自宅の前まで行ってという形になりますと、その助成が外れてしまうということになりますので、その辺も財源確保等もあわせて検討しなければいけないなというところでございますし、現在の状況でいきますと、バスの台数、人員等も確保できないというようなこともございますので、もう少し研究させていただければと思っております。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほど申しあげましたように、これ専用の車を導入するというお考えはないかということですので、お願いします。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 専用の事業を実施するということになりますと、また財源を確保しなければならないということもございますので、それも含めて研究させていただければと考えております。

それと、公共交通につきましては、バスだけではなくて、いろいろな公共交通がございますので、いろいろな公共交通を満遍なく残していくというのも地域にとって大切になってこようかと思っておりますので、その辺も含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 社会福祉協議会あたりの後ろへ車椅子が乗るようなタイプのやつも、松本、更埴あたりへ行くと相当な金額になるという話を聞いておりますが、その辺のところも含めた上で、ボランティアというか、そんなような組織を使いながら、別に新車じゃなくてもいいわけですから、とりあえず運転手を募って車を1台入れて、それで運行をさせてみるというようなお考えもございませんか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 村営バスで料金をいただいて動く中で、そのようなボランティアを募ってというものが、運行上、許可がおりるかどうかというところもございますので、ちょっとその辺が検討となると思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） そうでなくて、単独事業で、どうしても困った方のお宅から目的地まで

ということで、予約制という形をとって週に何回動かすとかと、そういうちょっと私も勉強不足であります。そういうことを実施している市町村もたしかあったと思いますので、そんなようなことの導入も考えてほしいということでとめます。

要旨3、タクシー利用者の負担軽減策は。

私の家の近くでも最近タクシーをよく見かけるが、利用している方に補助する制度を検討する考えはないか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） これについては、私のほうからお答えをさせていただきます。

高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっておりまして、運転免許の自主返納について注目されるようになってまいります。運転免許の自主返納につきましては、個人的意思によって行われるものであります。

当村のように交通手段が乏しい地域においては、車がなければ生活が成り立たないと車の依存度は非常に高く、移動手段として車は欠かせないものだと思っております。

近隣では、高齢者の自主返納者にバスやタクシー利用券などを交付している市村もありますけれども、これについてはあくまでも1回限り、また期間限定の優遇措置でありまして、自主返納者の足の確保として根本的な解決には至っていないのが実情であります。

村内においては、自主返納者でなく、免許の更新をせずに免許を失う方も中にはいらっしゃいます。このような方や、もともと免許のない高齢者の方など、公平性の観点から高齢者福祉による優遇措置としての自主返納者へのタクシー利用券の交付については、現状については考えておりません。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、また話がもとへ戻っちゃうわけですが、要は今現在ある定時定路線バス、また地域循環バス、福祉バス、これらを利用して、村民は行けるところまで行くというようなこと以外は考えられないということによろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、村営バスと福祉バスの関係につきましては、今現状はどうなっているかということをお互いの担当同士で運行形態の内容等を確認し、また、先ほども申しましたけれども、実際バス担当が福祉バスのほうへ乗ってみて、村民の皆様から意見をお聞きしているというような状況でございますので、今後いろいろな意見を聞きながら乗り

やすい形に少し変更ができればなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほど住民課長からもお話がありましたが、麻績という地形は、ある程度自家用車がなければ動きがとれないというような高齢の方もたくさんいらっしゃると思います。それで、その高齢の方の、じゃ、安全を担保するためにも、車両購入の補助金を出せという話になれば、それはできないと。タクシーも今のところ補助金を出す考えもないと。

そういうことになれば、とりあえず今ある交通機関を利用するよりほかに方法はないという解釈になりますが、この辺のところは、やっぱりこれからますます高齢化になってくるわけですから、免許返納者もふえてくると思われまますので、この辺のところも研究検討くらいはするぐらいな考えは持ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 先ほども申し上げましたけれども、今現状把握の段階でございます。

また、先ほどの議員さんにもお答えをさせていただきましたけれども、バスの運営審議会も、ちょっと意見交換的なものも含めて今年度実施したいという形で今検討をしておりますので、その研究は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 村民のサイドに立って、研究検討をしていただくよう早目な対応が必要なときが来ると思いますので、早目に対応を考えていただきたいと思います。

それでは、質問事項3、要旨1、小、中、高校生の加入者を把握しているか。これは先ほどの長野県で義務化された自転車保険の件です。

台数及び保険加入者の数は。防犯登録されている自転車を含めた台数は。行政サイドに聞いても答えられない部分もあると思いますので、わかる範囲で答弁してください。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、小、中、高校生の自転車の保険の関係でご答弁をさせていただきます。

小、中、高校生の自転車に関しましての自転車保険の加入状況であります。小学生、また高校生については、教育委員会として把握はしておりません。

ただし、中学校におきましては、自転車通学の申請がございます。この自転車通学の申請

に関しましては、保険に入っている証明がないと許可がおりません。そんな関係で、この申請書に保険の加入番号を記入し申請をすることになりますので、中学生の自転車通学している生徒の把握はできております。この令和元年度の部分につきましては、12月1日現在で20名の登録となっております。

そのほかの部分については把握をしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） もう長野県で条例化された以上、小学校、高校もわからない、中学も登録されているのが20台。

大きな事故がないから、村としても学校としても余り調べる気がないんじゃないかと思いますが、過去には、平成25年7月4日、神戸地裁の判例でも9,521万円、平成20年6月にも東京地裁で9,266万円、同じく東京地裁で平成15年9月に6,779万円、同じく東京地裁で平成19年4月11日5,438万円、新しいところでは、これも東京地裁で平成26年1月28日4,746万円。

このような高額な賠償請求が判例として出てきておりますので、この自転車が何台あるかわからない、保険に入っている数も把握できてないということでは、これはちょっとまずいんじゃないかと思うんですが、県の自転車条例の主な内容については、安全教育を充実し、安全対策を推進、自転車利用による健康増進、環境負荷の低減、観光振興、利用者はヘルメットなど事故被害を軽減する器具の着用に努める。県は、自転車活用推進計画を作成する市町村を支援する。利用者や貸し付け事業者の自転車保険加入の義務化。貸し付け事業者の登録制度、これは多分レンタルサイクルのことだと思いますが、こんなところが主な内容となっております。

この自転車活用推進計画を作成する市町村ということをうたわれておりますので、村のほうにも、これに関係した資料は届いていますか。

○議長（塚原義昭君） 答弁お願いします。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 交通安全対策につきましては、自転車保険等に関するものについては交通安全担当のほうに文書は届いてきておりまして、広報紙等で広報を今進めているところでございますので、よろしく願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、とりあえずこの台数が把握できていないということでの

で、これ以上話になりませんので、要旨2に移ります。

18歳までの保険料補助制度。

長野市内の専門店で新規購入の場合、2,500円の点検整備を支払えば、T Sマークと言われるものだと思いますが、1年分の保険に入れる。これで1年間いいということです。

J A自転車倶楽部の資料によると、1年間の保険料が4,800円。村内でも、自動車保険に特約が付帯されて自転車事故も保障されている方もおられると思います。平均でも保険料は5,000円前後と思われます。保険料金の補助を制度化して、自転車事故の高額な判例に対応する必要があると考えます。

これをある程度、1割でも2割でも保障することによって加入率を上げるということも必要だと考えますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 自転車保険につきましては、議員おっしゃるとおり、付帯保険等もございまして、付帯保険1,000円程度からございます。また、自転車だけではなくて車の保険等もございますので、いろいろな絡みがありますので、現段階では難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 県のホームページからもリンクすることができると書かれていまして、私の調べた限りでは、保険会社に類した保険を受け入れる会社が約13社だと思いますが、その個々の保険料は多少違うとは思いますが、先ほど申しましたように、わずかでも、500円でも幾らでもということで補助をする制度ができたということで、この加入率の進展を図る、そういう考えは持ち合わせないということですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 小山議員さんには、いろいろな面で交通関係の安全対策につきまして大変ご尽力いただいております、感謝申し上げますわけでございます。

ただいまご質問の自転車保険、新たにできたことでございますが、これについて行政で助成をということでございます。

この助成については、大きくいろいろな考え方があってと思います。まず、金額でございますが、今申し上げたように、自動車とセットで入れるというようなものとか、それから今保

険会社で、それぞれの個々の目的に合ったいろいろなメニューが用意されております。掛け金も非常に異なります。こうした中で行政として支援が必要かどうかということでございます。議員おっしゃるように、支援すれば、入る方といたしますか、この促進につながるのではないのかというご意見も当然あると思います。

それから、さらには、自分自身で安全・安心を確保していくためには、自分自身でもきちんと負担をしていくと。安全意識を高めるためにも自己負担を原則にすると、こういった考え方もあるわけでありまして、行政に対して、自転車を持つ方から、この掛け金が高いんで支援を求めるといような意見は今のところ届いてきておりません。

今後、こういったことがもし出てくるとすれば支援ということでもありますけれども、ただし、これも小さな子供たちとか、そういったことにもなるわけでありまして、一般者含めてまで、こういったことはちょっと難しいのではないのかなというふうに今考えております。

でございますから、今後は保険料に対する支援という考え方については、いろいろな考え方ございます。また、住民要望と、こんなこともありますので、こんなことを考慮しながら今後検討をさせていただきたいなど、こんなように思っております。ですから、今現時点で保険料に対して幾ら助成をするといようなことは用意されてございません。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 自転車工業会といたしますか、そういう団体で前年度調査した部分では、この加入率というのは恐らく30%を切って、28%くらいしか加入してないんじゃないかというコメントがありました。

それで、昨年、京都市ですか、この自転車に関する条例を義務化したことによって、50%を超えるまでに保険加入者が伸びたという記事も目にしたことがあります。

先ほど村長さんの答弁にもありましたが、自己負担で自分で家族を守るという部分、意味はわかります。一番困るのは、この保険のことを村民がよく知らない部分があるということですが、これが自分では問題だと思えます。

先ほど総務課長からも答弁ありましたように、いろいろな保険の中に自分のうちの保険はどれに属しているのか。また、もし何か自転車事故が起きたときに使えるのか。その辺のところも行政で指導をしろといっても難しい部分はありますが、官報なりそういうところへ積極的に、こういう高額な賠償が出た場合には経済破綻するところまで行っちゃうと思えます

ので、数千円、また少しユーザーさんも自分で何の保険に入っていて、使えるのか、使えないのか、こちら辺も自分なりに研究してもらうように周知の徹底くらいはしていただけるつもりはありますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございます。今、先ほど教育長のほうから申し上げたんですが、中学校につきましては、ほぼ全員にこのことは徹底させているということでありまして、それから小学校につきましては、小学校の教室があります、自転車の教室。

そういったところで安全に乗ることの訓練とか、それからまたPTAとか、そういう機会を捉えて自転車についての注意喚起、こんなことも進めていかなきゃいけないと、こう思っておりますし、それから今度、安全協会等についても、機会を捉えて、このようなことも周知していきたい。

それから、先ほど広報等を使って、これから議員おっしゃるように自転車事故を起こすと大変なことになりますと、こんなことも周知していきたいと、このように思っております。

それから、あくまでも、私は補助をこれからは出さないということではございません。そういった中で、果たしてそれだけの高額の高額でなくても、今ほとんどのお宅が自動車保険に何らかの形で入っていますので、そういうのとセットにしていけば、いろいろなものが今メニューとして新たに出てきております。そんなことにも目を向けていただくようなことも、機会を捉えてやっていければなど、このように思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほど申しましたように、自分が何の保険に入っているのかがわからないという方が多分いらっしゃると思います。その辺のところをやっぱり洗い直してもらうというか、行政指導というか、子供が入っている保険が単体なのか、自分の車両の保険が付帯して使えるのか、それすらわからないという相談が結構あるそうですので、その辺を徹底して村民に周知していただくように、そのくらいの調査はしていただけるという解釈でよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 周知方法につきましては、広報紙等もございますので、また随時広報をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） じゃ、それが最低のことだと思いますので、調査研究、その辺は早急にやっていただくようにしてください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

〔6番 小瀬佳彦君 登壇〕

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、第1に、筑北村立聖南中学校と麻績村・筑北村学校組合立筑北中学校の統合にかかわる村民の意識調査の実施について、第2に、筑北保健衛生組合の解散について、第3、村財政における観光事業のあり方について、第4、文化庁の「歴史の道百選」に善光寺街道が選定された。街道沿線の自治体として、その評価について問うという項目で質問をしたいと思います。

自席にて一問一答方式で行います。

では、まず質問事項の1でありますけれども、筑北村立聖南中学校と麻績村・筑北村学校組合立筑北中学校の統合にかかわる村民の意識調査の実施について。

この件については、本日、本会議の一般質問で事前にお二方からありました。重複するところがありますが、しかしながら、重要なことですので、繰り返し私も質問をさせていただきたいと思います。

9月定例会において、全会一致で採択された議員発議による同意見書は、中学校の将来について村民の意見を聞くべきであるとの議会の意思を明確に示したものであると考えます。これについて、先ほども、先般、ほかの議員からも、報道のコメントに村長の調査の必要はないということが掲載されて物議を醸しております。

まず、この村民の意識調査の必要性についてどう考えるか、再度、村長にお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 先ほどから、お二人の議員さんから同じ質問を受けておりますので、重複いたしますがお許しをいただきたいと、こう思っております。

新聞報道の件につきましては、この前後の言葉といたしますか、この辺が省略されておりますので、誤解をされたのかなど、そのように思っています。

私の述べた趣旨は、中学校の統合については、私もそれに向けてずっと努力してまいりましたし、それから多くの方が望むことというふうに私は思っております。あえて統合のアンケートをとらなくても、わかることだという趣旨のことを申し上げたわけでありまして、決して調査は行いませんとか、そういったことを申し上げたわけではございませんので、ぜひその辺はご理解いただきたいと、こう思っています。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） この調査というものを具体的にどういった目的で、あるいはどういう方法でという、先ほど来からの議論の中で、それによって、その中身も違ってくるわけですので、一概に意識調査というくくりでは、いろいろなものが含まれてくるわけですが、例えばこの調査をただ単に中学校の学校統合の是非について調査するというのであれば、今村長がおっしゃったようなことで、これはもう論ずる余地もないほど、実は方針は決まっているんだということも通るかと思えます。

しかしながら、今この学校統合の状況を見ますと、非常に複雑化し、そして長期化している。このことについて村民はどう思っているか。これは、ある意味、学校統合の是非にとどまらず、両村の関係がこのような現状にある、そのことを村民がどう捉えているかという意識調査にもなるかと思えます。

私は、そういった意味で、既にこの学校統合というものは、もう自分もその統合の検討委員会の一員であったし、統合を推進する立場でやってきたんだということはわかりますが、現在の村民のそういった意識というものが、あるいは現況の教育行政、あるいは村の方向というものと村民の意識が乖離しているのではないかという、そういったこともやはり配慮をしなければならないと思えます。

方針は変わってない、いずれは一緒になる、このことは、もう既に村民は聞き飽きているわけですから、実際に村民の今の率直な意思を聞く、こういったことには統合の是非を問う以外の意味も含まれてくると思えますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員のおっしゃっていることが理解できないわけですが、私は、令和元年9月9日に提出されました発議第4号、この意見書が採択されたという、これを私どもは受けているわけですね。ですから、これの調査を村のほうでやるようにという採択がされたということでもあります。この中身から読むには、今議員おっしゃったようなことまではここには表記されていないわけですが。

ですから、私が申し上げているのは、中学校統合の意識調査というのは、先ほどの議員にも申し上げたわけですが、筑北村と麻績村はこれから一緒にやっていくということでもありますから、当然、筑北村さんの動きを見ながら歩調を合わせていかなきゃいけないということであるわけですが、それから、今議員がおっしゃっているとおり、意識調査の目的設定でありますとか、調査の項目だとか、設問内容だとか、調査対象、それから調査の期間とか調査方法、これらもしっかりとどういうことでやっていくのかと、これも調整してやっていく必要があるんだということを申し上げているわけがあります。

ですから、今議員おっしゃることは、今私どもの手元に来ております、この採決されたここでは、そこまでは読み取れないというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そういった思いも酌み取る必要があるのではないかとということを私は述べているわけです。

そして、調査自体は否定をしていないということでもありますので、その方法、あるいは目的等、これから調査についての詳細を詰めるという段階においては、これは議会との協議も必要かと思いますが、それについていかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それは議員としてのお考えもあろうかと思いますが、議会としては、議会としての提案者、小瀬佳彦氏から提出されたこの内容で採択されたということですね。議会は議決をされたということでもありますから、今度、執行者としては、もう執行する場合には責任を持って執行していくということですが。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） まず、この議会が全会一致でこのことについて採決を下したということは十分認識いただいておりますので、その意識調査についての準備を行っていただ

きたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ですから、先ほど来申し上げておりますように、これは麻績村、筑北村、両村に提出されているわけでございます。ですから、麻績が独自に先行するとか、そういったこともすべきかなということもございます。

いずれにいたしましても、筑北村さんの動きと歩調を合わせて進んでいきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） これから先は幾ら議論をしても、これは水かけ論になってしまうのは困るので、またその進捗状況、これは筑北村さんのいろいろなこれからの動き、動向を見てということでもありますので、それに伴って我々議会としても注視をしていきたいと思っております。

では、次に、質問要旨2の筑北保健衛生組合の解散について質問をしたいと思っております。

学校組合とともに筑北保健衛生組合も来年度に向けて解散が予定されています。今、社会の流れは広域による連携の推進であり、国はそれを補完するため制度を整備しています。なぜ筑北地域は、そのような流れと逆行しているのかということが非常に私は疑問に思います。

さて、そこで、具体的にお聞きしていきたいと思っておりますが、私はこの組合の議員ではありませんので、その現場にいたわけではないですが、この筑北保健衛生組合が解散することになる場面で、麻績村は独自に麻績アクアセンターでのし尿処理をしていくということを表明したということでもあります。

そして、それに加えて組合の存立にもかかわる点になってくると思うんですが、筑北村の汚泥は麻績村のアクアセンターでは処理できない。その理由として、法律上に支障があるというような説明がされたように私も聞いております。

実際、具体的に障害となる法律というのはどんな法律ですか。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

下水道法昭和33年法律第79号、第2条第3項に公共下水道の定義がされております。主として、市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するものとされており、第4項に流域下水道の定義があり、2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、終末処理場を有するものとされています。

したがいまして、麻績村は単独の公共下水道ということになります。

また、第4条では、公共下水道を管理するものは事業計画を定めなければならないとあり、第5条には、事業計画に定める事項として、第5号に予定処理区域の明記を、さらに第6条では、人口、その他の下水の量及び水質を考慮するよう定めがあります。

以上のことから、麻績村の施設については、処理区域や処理人口の設定を行った上で村単独をされておまして、現状では筑北村と汚泥処理を行うということはできません。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 多分その処理能力という問題も絡んでくると思いますが、基本的に処理能力というのは、そもそも麻績アクアセンターで麻績村が独自にし尿処理を加えて処理するんだという計画の中で、施設的には非常に余裕があったと。これからし尿処理を加えても、下水道の処理も含めて今大きな水槽が2基ある中で、その1基分で処理が賄えるというような見込みだというふうに担当の職員からも聞いております。

そういった中で、いずれにしろ、増設をしてし尿等の、あるいは農集排の汚泥等の投入口を増設するというで現状の施設に手を加えるわけですから、そういった許容量も計算した上で、あるいは一緒にこの組合を存続して、この処理場を共有するという選択肢もあったのではないかというふうに考えますが、そういった研究はなされましたか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私は、その筑北保健衛生組合等の議会等にも入ってございませんので、その辺のところはよくわかりませんが、いずれにしましても、このアクアセンターの処理能力からして筑北村さんを受け入れるというのは難しいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 私も組合議員ではないので、間接的に聞き及んでいる中で処理能力ということは確かに1つのハードルではありますが、例えば山形村さんでは、実際に松本市の近郊自治体ということで、人口がふえていくと、ベッドタウン化していくということを想定して、増設する用地を確保しながら今処理槽の2基から3基にふやすということも可能なことになっていると。ですから、現時点で処理能力がどうだということよりも、この先、この地域で一緒にやっていく意思があるか、ないかということが私は重要だったと思います。

そういった中で実際に、近隣でも例えば朝日村は塩尻市さんにそういった終末処理の委託をしている、こういったことは、別に組合をつくっていなくても事務委託ということで可能であるというふうに聞いておりますし、また、国の方針として、平成30年度に新しい制度を設けて、これからはこういった下水道処理、し尿等、汚泥、汚水の処理は広域でやっていくべきだという明確な国の方針が示されていると思います。

そういったことは、当然担当部署として承知はしておったと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうから、下水道を管理する者としてお答えをさせていただきますと思います。

議員おっしゃられるとおり、国のほうでは広域化ということで、平成30年度より下水の広域化推進総合事業というものが新設をされております。この事業につきましては、施設が全国的に老朽化しているところ、それから技術職員が減少していること、それからそれぞれ人口が減少して厳しいという財政状況の中で、汚水処理施設の統廃合によって効率的な事業運営をしていくということでスタートしている事業でございます。

こういった中で、国交省、農水省、それから環境省、総務省と一体となってこの広域化に取り組むということでスタートしておりますけれども、麻績村はその以前に上井堀の農集排施設を麻績アクアセンターにつなぐというようなことで、少しでも効率化に向けた努力はしているつもりでございます。

そういった中で、麻績村の中で処理をするということでできたアクアセンターでございますので、広域化を進める中で一番重要なことにつきましては、地元がこの汚泥を受け入れるかどうかということでございます。こういった中で地区のほうへも話をさせていただいておりますけれども、なかなかよそのし尿を投入する、処理するということについては理解を得がたいということでございますので、その辺についてもご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確かににおいの問題は、地元地区として非常に大きな問題であると思っておりますが、これも聞くところによりますと、投入口に運搬した車両は、もう建物の中に入って、しかもにおいがほとんど出ないというようなことで設計がなされているというふうに聞いております。ですから、そもそもスタンスがどこにあるかということで、私は結果が大き

く変わってくるのではないかというふうに考えております。

実は筑北村さんでも、平成29年に筑北村下水道事業経営戦略というものをまとめております。これは総務省の多分、ガイドラインに沿って経営比較分析表等つくったわけですが、その中で今後の設備投資についての考え方、検討状況という項目の中で、やはりこれは国の方針である広域化、共同化、最適化に関する事項という中で、広域化については地形的なことを考慮し、隣接村と協議、検討をしていきますというふうなうたっております。

筑北クリーンセンターの老朽化ということは1つの契機ではあったわけですが、組合を解消する決定的な事項では私はなかったというふうに考えております。できるだけこれまでの経緯を踏まえて、ともにこの下水処理の課題を解決していくという姿勢があったのかどうなのか、これは村長にひとつお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどからご説明申し上げているんですが、なかなかご理解いただけないわけですが、下水道法に基づく公共下水というのは、麻績村だけで今やっているんですね。この認可をとるとき条件はどうであったかということも、ぜひご理解いただきたいと思います。

それから、あの地にどうやった経緯があって、あそこに設置できたかという経緯もあるわけでごさいます、そういった中で今の施設が整備されたわけです。

麻績村におきましては、既に統合等につきましては、効率化を図るために農水省の関係の施設と、それから建設省、今いう国交省でございまして、こういった事業を統合してやってきたわけでありまして、公共下水だからできてきたということですね。

筑北村さんは、それぞれの考えがありまして、いろいろな方法でやってきております。林排といいますか、要するに山に関する関係の制度でありますとか、あるいはごみと同じ農水省の関係でありますとか、それからあとは環境省のほうですね。単独槽、こういったことで進めてきておりますから、村とその下水処理の考え方が大きく違ってきているわけです。

先ほど朝日村とか山形村の例を出されておりますが、こちらはもう従前から同じ形態でやっておるわけでありまして、こちらのほうはできるわけですね。ところが麻績村については、まずそういったことで、法律、今まで認可を受けてきた形の中で非常に難しいという点と、それとあわせて、その処理でございますが、これは後ほど必要があれば振興課長のほうから説明申し上げますが、今の能力としてどれだけの余裕があるかということを見ると、筑北村を全て受け入れるということは能力的に不可能であるということでもあります。

それから、さらに議員おっしゃるように、施設を増設してということでございますが、これは恐らく地元の同意はとれないだろうというふうに私は見ております。

やっとなんていいますか、地域の皆さんの大変なご理解をいただきまして、村内の汚泥、汚水、筑北クリーンセンターへ持ち込んでいたのをこちらへ入れさせていただくということについても、これも地元の温かいご理解を得て今回できたわけでございますので、さらにこれ以上のご負担というのは今のところ難しいのではないのかなど。その以前に、もうハード的に無理だということでございます。

この辺につきましては、麻績の状況等につきましても筑北村長さんとも十分話し合いをして、それぞれの村でいろいろな方式を検討しようということになってきたということでございますので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 実際に総務省から始まって、農水省、それから国交省、環境省そういった省庁を今横断した中で、この広域化、共同化というものが推進されているというふうに私も県の水道課のほうからお伺いしております。そういった中で、非常にまだ研究が十分ではなかったのではないかというような懸念を持っておる次第であります。

とにかくそういった中で、この広域化、共同化という、その新しい制度によれば、新設の設備投資に関して国の補助がこれはおけるといふふうに聞いておりますが、今般、麻績のアクアセンターにおいては村単で投入口の増設ということをしたわけです。

1億数千万という投資をしたということでありますので、これが今後、使用料に転嫁されて下水道料金の引き上げというものにつながるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 下水の処理費用等については、今回使用料等にその費用を転嫁するということはございません。

今現在のし尿の収集運搬にかかる費用についても、これは所管、住民課になりますけれども、これについても今現在のところは今までどおりというような予定にしております。

ただし、今回消費税が上がっておりますので、その部分については今上下水道の使用料とも検討はこれからしていくつもりでおりますけれども、今回のこのし尿投入をアクアセンター一でするからといって、それを転嫁するという予定はございません。

それから、先ほど議員さんのほうから、事業費等1億を超える費用を使うということでございましたけれども、これにつきましては、有効な下水道事業債及び過疎債を活用してのと

なりますので、村の負担が身銭でその1億数千万かかるということではございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） いずれにしましても、これから人口減少、それから世帯数の減少ということもみえているわけです。そういった中で、もともと国も下水処理に関する施設等が非常に非効率であると、稼働率が低いという中で、それに加えて全国的にも人口減少が起こっておると。冒頭、課長が説明したとおり、人材も減っていく中で、これをいかに効率的にするかということで広域化、共同化という方針を立てたというふうに私は理解しております。

この地域にしても、それは例外ではなく、なお加速的に人口が減少しているという中で、私はこれから、この下水道処理については非常に大きな財源的な課題を伴う問題であるというふうに思います。そういった中で、広域化、共同化ということも1つの選択肢になるのではないかというふうに考えております。

では、次の質問に行きたいと思います。

質問要旨3ですが、村財政における観光事業のあり方についてお聞きします。

平成30年度麻績村の観光事業の歳入は1,614万3,410円、歳出は1億4,885万2,489円、差し引き1億3,270万9,079円ということで、財政上、巨額の持ち出しとなっております。このまま前年踏襲の観光事業の計画では、全く立ち行かない状況であるというふうに思われます。

まず、そこで質問ですが、麻績村の観光事業は、いつから赤字に転じたと認識していますか。また、その累積を把握しておりますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃるとおり、30年度決算でいきますと1億3,270万円の議員おっしゃるには赤字だということでございまして、こういった赤字が続いていくと大変なことになると、私もそう思います。

しかし、ぜひ麻績村の観光はこういったことではないということと、それともっと財政ということについて、村財政の運営ということについて、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

小瀬議員の見方で観光事業の黒字、赤字ということを判断すれば、今日まで黒字になったことはないと思っております。

麻績村が観光事業に力を入れ始めた昭和30年代後半、聖高原の別荘開発からでございますが、当時と目的、あるいは時代背景、今日とは違っているわけでございますが、基本理念は今と変わっていない、そう思っております。

麻績村の場合、行政が観光の主導性を持って進めてきたということには、まず一番は村づくりとして位置づけてきたということであるわけです。それで細かく申し上げますが、その結果として目に見えるものとしたしましては、聖高原の特急の停車でありますとか、水道水、農業用水の確保、それから教育施設の整備、観光施設の整備、それから村のイメージアップ、それから都市との交流、こういったことが実現してきたということでもあります。

麻績村には、観光事業で生計を立てている民間はほぼ皆無であるわけでありまして。観光事業というのは、議員もご承知なんです、裾野が広くて、観光本体以外の観光によるその波及効果、これに期待するところが大きいということであるわけです。観光事業は村で行って、その波及効果で村が活性化する、こうしたことを今日までやってきているということでもあります。

議員が挙げられた数字について、村政財政運営の中でその考え方を少し申し上げさせていただきますが、30年度の麻績村の観光事業の歳出につきましては、議員おっしゃるとおり1億4,880万強ということになるわけでありまして、実は今この数字の中には一般観光行政、これはどういうことかという、観光事業をやっていなくても、自治体として必要な観光行政、一般行政ですね。これは広域観光でありますとか観光宣伝、こういったことにかかわる費用でありますとか、人件費、それから麻績村では観光協会、こういったこともやっているわけですが、これらの運営負担金、これが約1,900万円かかっております。

それから、さらに観光地のトイレだとか広場の美化、管理、こういったところに対しても約250万円かかっております。

それから、平成30年度につきましては、特殊事情といいますか、大型廃屋の撤去、これが4,440万円、大きなものございますが、そのほかにも展望台の避雷針の工事でありますとか等々、ほかにもいろいろな工事費があるわけでありまして。工事費総額が5,480万円というのがあります。

さらに、このほかにも高原でございますから立ち木の処理、こういったこともございまして、これらが180万円。

これら総計いたしますと、7,810万円が議員のおっしゃった1億4,880万円の中には7,810万円が含まれているわけでありまして。

行政で実施する工事費等については、単年度処理ではございません。有利な補助金でありますとか起債とか、こういったものを活用していきますので、単年度計上という形では行わないということが言えますね。ですから、この約7,810万円を1億4,800万円から引きますと、実質的には7,070万円が議員おっしゃる赤字かということになるわけですね。

それぞれ歳入につきましては1,614万3,000円、議員おっしゃるとおりでございますが、実はこの差額、7,070万円からこの額を引きますと5,460万円ということになります。ですから、5,460万円が赤字かということになるわけですね。実は村で観光事業をやっているということになりますと、これに対していろいろさらに補填されるものがあるわけです。

実は、この5,460万円は驚く数字ではないわけです。ということはどういうことかということ、観光事業を行っているから入る財源というものが、交付税があるわけですね。これは地域振興でありますとか、公園等、観光地、観光道路、こういったことに対して、今麻績村に対する昨年度の交付税は13億4,300万円であります、このうちの4,400万円ほどは観光があるからということで入る金であります。ですから、その差額は実質的には1,060万円ということになります。

ですから、この1,060万円がマイナスということになるわけですが、現実にはここにはまだ入らない収入というのがありますね。細かいことを言いますと、麻績村には昨年は1,860万円という大きなふるさと納税等もありますが、この中の大体300万円程度は麻績の観光に絡んでその寄附をしていただける、こんな方であるわけです。

それから、さらに、当然歳出の長期返済の償還費もあるわけですが、これらは既にその歳出のほうに含まれた数字でございますから、あとは歳入については有利な起債財源とか、そういったものは入ってないわけです。ですから、この1,060万円はそう驚く数字ではないということになるわけがあります。

ですから、この実質的なマイナスということになりますと、この1,060万円ということですが、この中には聖の体育施設、聖の博物館、それから信濃観月苑、こういった教育的施設の管理運営費も含まれているわけです。

ですから、この1,060万円の赤字といいますかマイナス分、この現状でよいということをお断りして申し上げているわけじゃないんです。個々の事業でこの収支がプラス、マイナスとなってまいりますから、どの部門でもプラスになるような努力をしなければならないということは、これは十分承知しているわけです。

しかし、難しい面もあるということをご理解いただきたいなと思います。例えば具体

的に申し上げますと、スキー場については、現在どこのスキー場も運営が厳しくて、閉鎖していくスキー場が目立っているわけです。聖高原スキー場は、近隣のスキー場が閉鎖以降、千曲市、長野市さんの子供たちがふえているという状況でございますし、また授業に組み込む学校も今出てきております。

それから、また経費面では、安全対策に要する経費等も増加しているわけでありまして。それで、運動場や体育館と同じ体育施設的な存在にも今なってきている中で、平日の客数の少ない日を閉鎖して効率を図るというようなことも考えられないことはないんですけども、果たしてこういったことができるかどうかということ。

それから、さらに聖レイクサイド館についても、赤字を縮小するには、これは指定管理者のほうからも提案があったわけでありまして、オフシーズンや平日、この営業日を減らしていくというような案も出されたわけでありまして、それはできないということに今しているわけでありましてね。

それから、シェーンガルテンおみにつきましても、これは単に観光客に特化しているということではなくて、村の村民の雇用施設的役割、こういったこともかすらえているわけでございます。

スキー場、聖レイクサイド館、シェーンガルテンおみ、これらの事業を縮小、あるいは廃止すれば、議員がおっしゃるような赤字というのは一挙になくなるわけでありまして、本当にそれでいいのかどうか。

すなわち、麻績村の観光というのは、今日まで村づくりとして進めてきたといった中であります。

それから、さらに村の観光事業によって雇用の場が確保されているということもあるわけですし、現在、観光に絡む関係の皆さん、約70名いらっしゃるわけでありまして、こういった皆さんが働いていらっしゃると、こんな実態もあるわけでございます。

そして、一番申し上げたいことは、今日までの観光事業が村財政に大きな負担になってきたかということ、決してそうではないというふうに私は見ております。こうしたことを総合的に判断して、時代要請に合った観光事業を進めていくということで今進んでおりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

それで、ご質問の観光事業はいつから赤字に転じたかと認識しているかということにつきましては、議員のおっしゃる計算方式で算出すれば、これはずっと以前から赤字ですという答え方になろうかと思っております。

そして、その赤字の累積を把握しているかという、これは毎年の決算書の歳入と歳出の差でございますから、決算書のとおりというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） まず、観光施設というくくりと、それから村づくりというものが重なっているという今村長の説明であったと思うんですが、私は、そうであるならば、やはり棚卸しといいますか、観光施設であるということと、例えば本当に観月苑が観光施設なのか、あるいは村のそういう教育施設なのか、そういったことも含めて1つ仕分けをした中で、純粋に観光事業と言えるものの中の収支というものを図っていくべきだと思います。

また、事務経費にしても、実際、公園管理とか村づくりの部分に当たっているといっても、やはり観光という名目で職員を配置している、またそういった指定管理も含めて持ち出しがあるということが純然とあるわけですから、私はそういった仕分けをして、どれもかれも、いってみれば単純な差し引きで賄えるような事業ではないというような説明では私は納得できないと思います。

そういった意味で、これは議会としても、大きな課題として総務経済委員会のほうで、私は少し研究、調査をしていただきたいというふうに考えております。

そして、もう一つ、施設単体で考えましても、例えば近年の例で言いますと、松本市で旧四賀村の四賀有機センターは年間2,000万円の赤字で、これが30年度末まで累積赤字が2億2,150万円であったということで廃止を決めています。

これに係る廃止の概算事業費は、国への補助金返還を含めて4億2,000万円という積算もされておりますし、あるいは栄村、ここの振興公社、昨年度末で解散したわけですが毎年5,000万円の赤字であったということで、理事者の交代、あるいは指定管理を単年度にするなどという厳しい対応が議会から迫られて、そして今年度より民間事業者へ観光レクリエーション施設、3施設が指定管理となって分けられているということでございます。

しかも、この指定管理業者に、3年間の指定管理料として限度額が3施設合わせて1,925万円です。ですから、私は、村でやっているから村づくりであると、指定管理料もいろいろな委託料も、これは村づくりの一環であるという説明はよそでは成り立たないということがあります。

そういった研究、私は今のままの理屈で言いますと、何の改善もされない、ただただ観光事業という名目で経常経費的にこの財源が失われていくというふうに考えております。そこ

ら辺を議会としても、研究をこれからしていきたいというふうに考えております。

それでは、時間もあと少しになってまいりましたので、最後の質問要旨に行きたいと思えます。

文化庁の「歴史の道百選」という制度がありまして、これは認定制度ですけれども、善光寺街道がこの10月30日に、名称は「北国脇往還（善光寺道）」ということで選定をされました。これは百選ということで、最終的に残った枠の中に滑り込んで選定されたということですが、114件のうちの1つになったということでもあります。

まず、この善光寺街道が選定されたということについて、村長の感想をお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 答えさせていただく前に、この前のご質問でございますが、ぜひとも30年度の決算について、観光関係につきまして1億3,270万9,079円が赤字だと今議員おっしゃっているわけですが、こういったことではございませんので、ぜひともこの辺はご理解いただきたいなど、こう思っております。

さて、ただいまのご質問でございますが、私としましては、これはすばらしいことだなど思っておりますし、選定された理由ということでございますが、選定基準に合った歴史的な道であったから選ばれたということを理解しているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そのとおりですね。そのとおりなんですけれども、もうちょっと何か感慨を持って受けとめていただけているのかなと思って、期待をしてお聞きしたわけですが結構です。

一応いろいろな百選という制度がありまして、例えば百名山という山の百選もありますし、例えば名水百選なんていうのもありますね。松本市の源智の井戸なんていう江戸時代から湧いている湧水地は全国の名水百選に選ばれて、そういった冠を記して周知をし、また観光地の1つとして売り出している、PRしているわけでもあります。

さて、この歴史の道百選という選定を、まだまだこれは認知度が高くありませんので、こういったことを記念して来年度イベント等の開催を検討したらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど余りにもかいつまんで選定理由を申し上げたということでお叱りいただいたんですが、もし細かくということになりますと、資料も用意してございますので細かく申し上げてもいいんですが、議員はもう既にご承知だと思いますので、私はかいつまんで申し上げたということで、ご理解いただきたいと思ひます。

さて、この歴史の道百選、すばらしいものでございますが、これに関して記念のイベントをやったらどうかというご提案でございます。

この選定基準、当然議員もご承知だろうと思ひますが、この第2項においては、一番の大事な他の地域との連続性ということが求められているわけですね。連続性のある歴史の道ということでもありますから、当然これは善光寺街道というのは塩尻から長野善光寺さんまで続いている道ですね。ですから、この地域全体が連続性を持った形で進んでいかないと難しいと、こう考へているわけですね。

ですから、今関係自治体、これは塩尻から始まりまして、ずっと麻績村を通過して千曲市、長野市のほうまで続いているわけですね。そういった地域の盛り上がりというものが必要ではないのかなと、こう思っております。そういったことで来年というご提案でございますが、この地域の盛り上がりがそこまでいくかどうかということにはちょっと疑問であるわけですね。

麻績村といたしましても、これはすばらしい道でございますから、また関係自治体と協議する機会があれば、ぜひ協議していきたいし、それからぜひ全地域での盛り上がり、こういったものを期待しているわけですね。そういったことを見ながら、みんなでやっていくほうがいいのではないのかなと、今のところこういったことを申し上げておきます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 全地域の盛り上がりは当然必要ですけれども、私の主観として申し上げますれば、この街道の中で旧四賀村から麻績村にかけての実は3つの峠を含むこの山間地の宿場街道というものは、非常に見どころの1つであるというふうに考へております。

熊野古道、あるいは四国遍路、いずれにしても有名なそういった古道に関して、数百キロ、あるいは1,000キロからに及ぶそういった長期距離の場所は、その中のモデルコースと申しますか、非常に歩きやすい、あるいは史跡が充実しているというところをまず全面的にPRして、この認知度を図るという方法があります。

私はアクセスの面からいっても、隣村の筑北村の西条駅から聖高原駅までのこの区間とい

うのは非常に歩きやすく平坦で、しかもアクセスがいいということで、こういったコースをモデルコースとして、両村でまずはPRしていくということも1つの方法ではないかというふうにご提言をしておきます。

次に、文化庁でこの選定をした上でいろいろ補助をしていこうと、支援をしていこうということがありまして、そういった支援制度を使って、まず道の整備ですね。特にここ近年では設置された案内板等の劣化が著しい場所がありますので、そういった整備についてどのような検討がなされているかお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 時間もございませんので、私のほうで要点だけ申し上げさせていただきます。

今上町の看板というご指摘でございますが、村内には老朽化した看板、あるいは内容、中身が変わっているところが村内に何カ所もございます。この辺は教育委員会のほうでも把握に努めているわけでございますが、こうした看板についても、年次計画をもって予算づけをして今整備を行っているわけでございます。

新年度におきましても、計画された部分を執行していくということでございますので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） ぜひよろしく申し上げます。

いずれにしても、観光事業の見直しというものの、きょうはちょっと伺えませんでした。これまでも節目、節目でされてきたであろうというふうに考えております。そういったことも、見直しをした結果どのようになったかという検証、そして、既に聖高原開発から半世紀以上を過ぎて、これからの観光というものと、どれほど沿っているのか、あるいは外れているのか、そういった検証もすることが必要でありますし、また私は財政面というものは、一面的ではありますが、しかしながら、その財政をもって、ほかの行政サービスと比較した場合に、実は観光事業というのは随分と緩く見逃されているのではないかというような見方もあります。

そういった目で、やはり村の貴重な財源でありますので、それを有効に、ほかの行政サービスと比較検討する中で、この観光事業のあり方というものを議会としてもまた研究を深めていきたいというふうに思います。そういうことで、またこのテーマ引き続き今後も取り上げていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

7番、茂木議員。

茂木議員、自席でどうぞ。

○7番（茂木泰男君） それでは、質問をさせていただきます。

質問事項、村管理の公園整備について。

私はきょう1点だけ説明ですので、質問要旨1、利用者は多いが規模の小さい「ちびっこひろば」の整備・拡大の考えはという質問でございます。

自席にて一問一答で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員より着座にての質問の申請がありましたので、これを許可します。

茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それでは、大変失礼ですが、着座にて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、現在、管理している公園の麻績学舎の横にあるちびっこひろば、日向ゆりの木公園、聖にあります湖畔公園などがあるわけですが、先日、私、それぞれの公園を見に行ってきました。

まず、日向のゆりの木公園ですが、私が見に行ったときには、家族連れがローラー滑り台で楽しそうに遊んでいました。園内は草も刈られて、木陰の芝に座っておやつを食べている家族連れもいました。遊具は少ないが、家族がのんびり過ごすにはよい場所と思いました。管理も隔々まで行き届いていたと感じました。

次に、聖高原の湖畔公園ですが、私、9月の連休に行つてまいりました。大勢の子供が歓声を上げて楽しそうに大型遊具で遊んでいました。そして、家族は木陰でシートを広げて、おやつなどを食べてくつろいでいました。大自然の中で新たに整備された大型遊具で子供たちが楽しそうに遊んでいるのは非常に喜ばしいことですし、遊具が整備されてよかつたなど

感じて帰ってまいりました。

さて、麻績の学舎の横にあるちびっこひろばですが、こちら私も、9月の中旬くらいに見に行つてまいりましたが、そのときは10人くらいの小学生が遊具などで遊んでいました。ただ、私が感じたのは、あの公園で小学生や保育園児が楽しく安全に遊んでいるとは思えませんでした。これは聖の公園とは全く広さが違うんで、そう思いました。

そこで質問ですが、麻績学舎の横にあるちびっこひろばも、もう少し整備・拡大することができないかお聞きします。やはりあの公園場所は、保育園や小学校が近く、村中心にある公園だと感じています。もう少し公園を広く、遊具などを整備して、子供たちが今以上に楽しく安全に遊べる中心部にある公園としてふさわしいものにする必要があると感じます。

村で設置した公園である福満寺の薬師公園、また矢倉の四阿屋公園、住宅団地のある天王地区の公園は地元住民が責任管理を行っている状態であるため、遊具など設置は難しいのが実態です。

村が管理している日向のゆりの木公園は、遊んでいる人は少ないですが、地域の人たちが公園を広々と利用しています。

また、村の中心にある最も多く利用されている村管理の公園はちびっこひろばです。この公園は、やはり保育園や小学校が近いですし、日だまりに来る親子も利用できる公園です。

本町の若者定住住宅に新たな地区の公園を設置する計画のようですが、こちらも地元管理が原則の公園と認識しています。地元住民が管理するとなると、公園の規模や内容は限られてくると思われます。若者定住の住人の方なども、楽しく気軽に利用できる安心・安全な村管理の公園の整備をすべきだと考えます。

そこで、村長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問のちびっこひろばの利用につきましては、現在、放課後児童クラブの外遊びで多くの児童が利用している状況にあります。このちびっこひろばにつきましては、平成8年度に設置をされまして既に20年以上経過しております。遊具のリニューアルをしたいということで現在考えているところでございます。

本町の若者定住住宅地での公園の整備の今お話もございましたけれども、これらも考慮しながら、なるべく早い時期にリニューアル整備ができればと思っております。

なお、現状においては、既存の範囲内での整備を考えておりまして、今の公園の広さを広

げるということについては現在予定をしてないような状況であります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 村長にということでございますから、加えさせていただきたいと思うわけですが、今ご提案の件については、村としても考えなきゃいけない場所だなという認識はしております。

拡張といいますか、遊具の整備と、それから敷地の拡張というご提案でございますが、敷地につきましては、現在あれしかないわけでございますが、ああいった中でどうやってやっていくかということが課題なのかなと、こう思っております。

それから、今議員から本町の公園ということもございましたが、本町の公園も、それぞれ地域の皆さんに大事な公園になっていくであろうということでもあります。ただ、議員おっしゃるとおり、管理は地元の皆さんでございますから、地元の皆さんのご意見を聞かなきゃいけないということがあるわけです。

今、本町の若者住宅のところに、その緑地といいますか、今これらの整備についても検討しているわけでございますが、こちらについては、もう既に地元とお話をさせていただいておりますが、村として何らかの本知恵を提示する中で、その地元としての管理だとか、地元の意向を聞くということでございますが、今その作業が、台風の災害の影響でそちらのほうにちょっととられておまして、多少ちょっとおくれております。いずれにしましても、年内には地域の皆さんと話し合う機会をとりたいなと、こう思っております。本町はそういったことでございます。

それから、本町はそういうことでございますが、村管理の安心・安全できる遊園地ということでございますが、これは議員おっしゃるとおり必要であると思っておりますし、村の中心部どこへつくったらいいかということになるわけでございますが、これも早急に検討させていただきたいと、こう思っております。よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 公園を広げることは、周りの土地、所有者との関係もあるのでなかなか難しいとは思いますが、公園の整備をするときに、子供たちのためにもう一度広くすることを検討していただければいいと思います。

それと、確認ですが、私が先ほど若者定住住宅の設置予定の公園のことを言いましたが、

先日、住宅に住んでいる人からこんな話を聞きました。

公園を設置していただくのは大変ありがたいが、ここに住む人が管理しなければいけないと言われても、私たちは入れかわりする可能性があるし、村外に勤める住人が多い中、管理するのも難しいと。できるだけ村が管理する公園を整備してほしいとおっしゃっておいりました。これから皆さんが望む声だと思えます。皆さんは、早目に住宅団地の公園整備について答えを出してほしいと言っておられました。

村長、いろいろと公園整備について申しましたが、住宅公園整備について皆さんが納得するような説明を再度明確に答弁願います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 本町の若者定住住宅につくる公園、緑地でございますけれども、これにつきましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、簡単な絵を描いて、こんなイメージでということで地区のほうへ投げかけをし、地区の中で協議をしていただくというような予定にしております。

若干今、作業等がおくれておりますけれども、何とか今月中には提示をさせていただきたいかなと思っております。

議員が聞いたお話ということですが、管理の部分でございますけれども、その管理の部分が大変ということは私も認識をしております。ですので、なるべく管理がしやすいものがないのではないかなというふうに考えておりますし、そういった形で地元のほうへお示しをしたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 本町の方からのご要望ということについては、そういったことで今進めさせていただきたいなと思っております。

それから、麻績の学舎の横の公園につきましては、今内部のほうでは少し検討は進めさせているわけですが、これも単独ということになりますとちょっと厳しいわけございまして、いろいろな制度等を活用しながら、できるだけ早期に整備することができればありがたいと、このように思っているわけでございますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 村管理の公園については、利用する方が安全で安心して利用できるよ

うに整備をしていただきたい。また、住宅団地に計画中の公園につきましても、できるだけ住民の話を聞きながら整備をしていただきたいと思います。

最後に、私のお願いとして、全ての事業を生きたお金を投入することを要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開を3時とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

1番、塚原利彦議員。

〔1番 塚原利彦君 登壇〕

○1番（塚原利彦君） 1番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました内容について質問をいたします。

1点目は、台風19号災害対応に関して、2点目は、介護事業の課題や見通しについて、3点目は、幼児教育・保育無償化に関して、以上3点ですけれども、自席にて一問一答で進めたいのでお願いします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） では、お願いします。

先ごろの台風19号による災害に関しては、きょうも何人かの議員さんから質問をされてお

りますので、多少重複するところもあろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

まず、質問要旨1ですけれども、高齢者、障害者など災害時の避難に支援が必要な要援護者については、災害対策基本法に基づいた麻績村地域防災計画で対象者名簿の作成やその使用等について定められているかと思いますが、今回の台風災害の避難に関して、障害をお持ちの方への対応はどうだったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回の避難行動要支援者としても、独居の障害者、また高齢者について個別に連絡をとるよう対応させていただいた状況にございました。

独居の聴覚障害者の方にはファクスによる避難の呼びかけ、また高齢者につきましては、河川の氾濫、土砂崩落など危険性の高い方に直接個人的に電話連絡をとりまして、状況の確認、また早目の避難を呼びかけております。これによりまして、不安のある方につきましては自主避難をしていただきました。

自主避難を希望される方の中でも、交通手段のない方につきましては、職員が自宅までお迎えに上がって避難をしていただいた場面もございました。

また、民生委員による避難の呼びかけも実施していただいた状況にございます。

それから、浸水被害のおそれのある要配慮者施設でございます。これにつきましては、午前中から村と連絡を取り合いながら、最終的には別の場所へ、午後4時、暗くなる前に一時避難をしていただいた状況にございました。

今回の村の対応につきまして、とても完璧な対応であったということは申し上げられませんが、今回の対応の課題を整理しながら今後に生かしていきたいと考えているところでございます。

また、災害発生時には、特に要支援者の安否確認や1人では避難できない方への支援が必要となってまいります。この対応を役場職員のみで行うということにつきましては、人力的に限界があります。不可能でありますので、こうした支援につきましては、前から申し上げておりますけれども、地域住民による助け合いが不可欠であります。

地域ごとに要支援者を把握し、避難方法を決めておくことが重要となってまいります。現在、村で進めております災害時住民支え合いマップは、災害時の要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行う手段としての活用をするものでありますので、早急に全地区での作成をし、訓練によって今回のような災害発生時に地域の支え合いが強固になっていくことが必要

だと考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 障害をお持ちの方、いろいろな障害をお持ちの方あると思いますけれども、聴覚に障害のある方に対する対応というのはどうだったんですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今申し上げましたが、独居の聴覚障害の方には、ファクスを入れて避難の呼びかけをしております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今ファクスでお知らせをしたということですが、防災無線、その他は聞こえないというようなこともあろうかと思うんですけれども、今回対応をされて特に何か不十分だったとか、そういったことを聴覚の方から言われたとか、そういうことはないですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私の耳にはちょっと入ってきておりませんが、先ほど申しましたように、今回がそれぞれの対応について完璧であったということは全くございません。課内の中でも対応について課題点、これらを挙げさせていただいて、最終的には全庁的な課題をこれから解決していくような形で進めているところでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） その要援護者は名簿化するというふうになっているかと思えますけれども、この要援護者についての名簿というのは、特別に決まった書式とかそういうものがあるのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 特に書式はございません。民生委員等に要支援の方の名簿をお渡ししているところでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） さっき支え合いマップのことをおっしゃられましたけれども、支え合

いマップがそういうものを兼ねているということもあるわけですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答え申し上げますが、支え合いマップにつきましては、要支援者、それから支援ができる方、これらをマップに落としさせていただいて、災害時等につきましては、誰が誰を支援するというようなことをマップに落としさせていただくような形になりますので、誰が誰を支援するということは明確になるかと思えます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いざという場合は地域の皆さんの協力が非常に大事だと、これはもう当たり前かもしれませんが、今言ったような障害をお持ちの方、高齢の方もそうですけれども、その避難について各区で任されたとしても、今の避難に関して援助が必要という方について、区で責任を持ってそのままできるのかどうかということですね。

民生委員さんなんかにもつないであるということなんですけれども、各区長さんや民生委員さんには、その対象者の方の名簿やなんかはあらかじめしっかりとお伝えをされていて、承知をしているということですか、各区の区長さんなんかも。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） プライベートなことがございますので、区長は持っておりません。以上になります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今いろいろお聞きしてきたんですが、避難に対して援護が必要だという方については、行政では把握はしているのはもちろんなんですけれども、各区で責任を持って、そういう方に対して対応するということがどこまで求められるのかと。そういう方については、区ですぐ対応できないとか、そういうようなこともあるかと思うんですけれども、責任とかそういうことはどうなるんでしょう。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今進めておりますのが、支え合いでございます。いざ村の職員が、じゃ、そこへ全部対応できるかというのと、実際の災害のときには、もう対応はできない状況になるかと思えます。それを想定して、いざというときに地域で支え合いをいただいて、要支援者が支援をするというような形を確立するために、それぞれマップをつくっていただいたり、そのマップをもとに訓練をしていただくと。

その訓練によって災害時に遅滞なく、その行動がとれるということで訓練をしていただくようなことを今進めておりますので、責任というか、地区でそれぞれを支え合っていただくようお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） この後の要旨2のほうに関連しておりますので、要旨2のほうへ進んでいきますけれども、自主防災組織ですね。

これについても2番議員さんからも質問がありましたけれども、いざというときの災害に、今回も大きな災害だったんですけれども、自主防災組織について、その災害対応に懸念はないのかどうか。

これは先ほど2番議員さんもお聞きになりましたので、おおよその答弁をお聞きしましたけれども、具体的に懸念される、もし自主防災組織に完全に任せて大丈夫ということかどうか懸念されるようなことがあるとすれば、どんな点でしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 自主防災組織の関係でございますけれども、まず自主防災組織で第1次避難所としての開設に多く携わっていただくということになります。まず1次避難所で自主防災組織ということでございますが、近年の大規模災害発生時には、どうしても行政だけでは対応できない限界があるというところでございます。

また、ふだんから顔を合わせている地域の人々が集まって、早く対応できるということが今重要視されておりますので、自主防災組織におきましては、設立や地区の訓練をお願いしているというようなところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、本年度中に1地区を除いておおむね立ち上がる予定ということもございますので、自主防災組織については地域をよく知っておりますので、現場に近く、顔の見える関係を通して活動をしていただければというところでございます。

また、自主防災組織については、重要な役割を担うということで、先ほども住民課長のほうでもありましたけれども、職員が全てできるわけではございませんので、自主防災組織の皆さんと協力しながらやっていければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 自主防災組織の書式があります。これは区長さん、全部で28人おられるのかな。さっき25というようなことで、区を合わせてというような対応をしていくという

ようなこともあるかということをお聞きしましたけれども、書式ですね。自主防災組織の記入する書式というのは、全ての区に同一になっているんですか。同じものですか。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 自主防災組織には、ひな形という形で、こんな形態がありますという形になっております。また、相談を受ける中でももう少し簡単にしたいですとか、今回複数の区で設立をされるというところもありますので、その実情に合わせて変更していただくという形でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 実際、ちょっと私が普通に考えて懸念といいますか、先ほどあるんじゃないかというふうに私が考える部分では、幾つか区があるわけですが、皆さん、年齢構成とか人数とかそういうのは違うわけですので、高齢者の方がうんと多い区だとか、比較的若い方がいる区とか、いろいろありますけれども、そこで救護だとか炊き出しだとか、いろいろな組織の中には分担などがありますけれども、そこに当てはめても例えば高齢者の方なんかは該当にならない。

そうすれば1人で幾つも受け持つとか、その区によって負担やそういうもの、それから結果的には責任という部分に行くかもしれませんけれども、そういうものの持ち方も違ってくるんじゃないかということで、一律どの区も出したから、それに基づいて訓練をしたりすれば大丈夫というふうになかなかならないということが実際にあるかと思うんです。

現実には不合理になる部分という、ちょっとそういった部分については何か改善とか、そういうことは特にあるんですか。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 当然、自主防災組織につきましては、区の形態、大きさ等もございますので一律にはいかないというふうに考えております。

また、自主防災組織の運営につきましては、今後区長さん等の打ち合わせも計画をしておりますけれども、手順書みたいなものを協議する中で、どんな形で進めていくかというものも一緒に訓練をしながら検討できればなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いずれにしても、いろいろな区、二十幾つありますけれども、年齢構成とか、それから要援護の方が大勢いるとか、いろいろなことがあると思います。それから訓練ですね。これも、まだ十分区ごとに徹底されて何回もやっているということではないと

思いますので、いざというときに自主防災組織は本当に現実的に対応ができて、それで安心していただけるという状況かどうかというのでいけば、現時点の状況では、私は非常に懸念というか不安があるというふうに思いますし、今後また区長さんを集めて打ち合わせ等あると思いますので、そういう突っ込んだところまでいろいろ意見を聞いたりして、本当に機能するように安心できるような組織にしないとイケない。

一律に書いてあるところに名前といますか、役のところに埋めて、それでその人にやってもらうということだけじゃないと思います。

それから、区長さんについても、私も実際に区長さんやっておられる方から話がありましたけれども、今回の関係では、直接電話をいただいて、それで避難所の鍵をあけたりとかいうことをしたんですけれども、2番議員さんもおっしゃいましたけれども、年々かわりますので、区長さんが1年ごとにかわったりする部分がありますんで、そういう点で行政のほうで、単純に区長さんはもう例えば災害が予想されれば、仕事とか、そういうこともあったり、いろいろなことがあるかと思えますけれども、区のほうに責任を持ってもらうということで、そういったことの制限だとか、いろいろなことですごく心配になるというようなことがありました。

ですので、今後、区長さんと協議をするということで進めていくということ先ほど言われましたけれども、本当に実情をよく話し合っ、本当に機能するような組織にしていってやらないとイケないというふうに思います。

では、質問要旨の3にまいりますけれども、台風の被害、影響によりまして月の里の収穫祭が中止になりましたけれども、この中止によりまして、事前に準備したものとか、それからかかった費用、これはどういうふうになったかということで、先ほど2番議員さんに答弁がありましたけれども、ちょっともう一度少しどうだったかというところを細かくご説明いただければと思いますが。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、月の里収穫祭の関係でございます。

10月6日の台風19号発生前に発注いたしました機材、出演者への謝礼、それから広告宣伝等の契約済みの経費の支払いも含めて実行委員会予算で用意したものについては、極力販売につなげさせていただいております。

予算180万円のうち170万円概算払いということでさせていただいて、その中から支出をさせていただいておりますけれども、イベント中止に伴い準備済みの食品、食材につきまし

ては、景品用の野菜ということでリンゴだとか白菜等でございます。これにつきましては、職員のほうへ原価ということで販売をさせていただきました。

それから、牛肉につきましては、商工祭、それから職員等への販売をいたしまして、67万円ほどの仕入れに対しまして、69万何がしということでプラスで販売をさせていただきました。

それから、そば粉ですけれども、まだ打っていないそば粉につきましては、商工祭のほうで使っていただくように、商工祭で買っていただいたということでございます。

それから、もう既に打ち終えたそば等につきましては、翌日も職員は災害対応してございましたので、その職員に賄いというような形で処理をさせていただきました。

それから、餅等については、ご苦勞をいただきましたので、農業委員会の委員の皆さん、それから職員等で分けて、最終的に小豆だとかきな粉だとかというものにつきましては、これも商工祭で使用していただくようにということで、商工会のほうで買い取りをしていただいております。

そういったことで、期限がある食材等につきましては、極力販売等につなげるというような形で対応をさせていただいております。結果、その全ての会計が終了をしているわけではございませんけれども、概算払いの170万円の分、それから未執行の10万円も含めて、現在のところ四、五十万円ぐらいは多分余裕が出てくるということで、この予算については不用額ということで、本会計、村のほうへ戻し入れをするという予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） さっきちょっとお聞きしたときに、よく聞いていなくてすみませんでした。180万円の予算のうち170万円は実行委員会のほうへ支払うというか入れて、10万円が今言われたようなことということだったかと思うんですが、食品、食材、つくっちゃって、もうどうにもならなくてという部分は、お金はかかっている部分は補填というか、そういったことは買い上げてもらったりとか、そういうことでお金賄って、予算の180万円の分ですういうものには充てられないということなんですね、一部。

その180万円というのが月の里実行委員会のほうへ行く分ということですけれども、事前にお餅だとかおそばとか、そういったものが協力して分けたりしたということなんですけれども、そこにかかっている費用とか、そういった部分はどういうふうにもならないというこ

とですか。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 170万円概算払いをさせていただいて、実行委員会の会計のほうに先に入れさせていただいております。その中から、そば、餅に係る分については費用を出しております。

ですので、既につくってしまった、もう加工してしまった部分については、もうどうにもならない部分でございますので、それについてはそれぞれの職員、それから商工会等で買い上げてもらったりというような形をとらせていただいたということで、170万円の中の村からのお金を会計に入れているわけでございますけれども、その中でその費用は賄っているということでございますので、村がそんな部分を負担をしているということでございます。最終的に40万から50万円ぐらいは戻し入れをできるということでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） ちょっと私が正確にそこら辺のところを認識していませんでしたけれども、今の説明でその部分についてはわかりました。

それで、質問要旨、最後の4番になりますけれども、村の防災計画は、災害の種類ごとに対応計画、これは策定されているようです。私もホームページ等を見てみましたが、膨大な量なもので全部見てありませんけれども、肝心なことは、いざというときの混乱を防ぐように準備しなきゃならないということで、今までほかの議員さんも言っていましたけれども、今回の災害経験を踏まえて即対応のできる手引きだとかマニュアル、それから訓練の実施、それから必要物資の備蓄なんかをもう綿密に、そして早く行って備えてもらう。これが行政に課された最大の任務だというふうに思います。

それから、あわせて今お聞きしたことに関連して、今回のようなイベントや行事の中止の判断、この時期についても、それに関連して発生するいろいろな諸対応、今もつくったものが余ってしまうとか、いろいろなことがありますけれども、なかなか判断は難しいかもしれませんが、この辺も曖昧にすることなく、例えば実行委員会等で幾日前にどうするかとか、そういったことがあればどうしていくかということをおあらかじめ決めていくということも私は今回の大事な教訓ではないかと。

そのときの様子を見て、そのときとっていけば、また同じことになるんじゃないかということも懸念されますので、こういうことは、しっかりした、そういった基準なり何かそう

いったものをつくっていかなきゃいけないと私は思います。

それで質問要旨4ですけれども、こうした災害の準備、対応を先ほど来聞いていれば、区長さん等とまた協議をしていくというか、それから庁内でもいろいろな今回のことを検証しながら、そこへ出された課題なんかを検討してつくっていくということで、それはお聞きしましたけれども、いつごろまでにということがすぐにわからないかもしれませんが、そういった部分をいつごろまでに進めていくのか、時期的なものとか、それから検討組織なんかをつくって進めるとかそういうことなのか、庁内で計画を立てて、それを区長さんなんかに提示し、あるいは村民の皆さんにもそういうものを提示するという、そういうようなことだとすれば、いつごろまでにそういうことをやっていきたいという、そういうようなプランとかスケジュール的なものはありますか。

○議長（塚原義昭君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） まず、庁内の関係でございます。

庁内の関係につきましては、災害後すぐに各課に反省課題等をお願いしまして、現在各課に配付をしておるところでございますので、その取りまとめをもとに今後課題等の洗い出しをして、解決に向けて準備をしまいたいと思います。

また、区長さんたちのお話でございますが、できれば、事務局として今考えているのは、年内に区長さんにお話をして、集まっていたくのは年明け早々にでも集まっていたければなということで、今、日程調整をしておるところでございます。

いろいろな意見を聞きながら随時、改善してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） これはもう先延ばしできないことですので、ある程度もう期限を区切るということは難しいですけれども、本当に優先的にしっかり進めていただきたいというふうに思います。

では、次の質問事項に移ります。

介護の事業の課題とか見通しについて、お聞きをしたいというふうに思います。

近年の介護事業の実情を見ますと、国全体でも年を追うごとに非常に課題がふえる一方だというふうに思います。安心と充実から遠ざかってばかりいるというふうに私は見えています。

中でも高齢者介護事業で最も深刻な課題というのは、皆さんおっしゃるとおり、介護従事者が不足するということだというふうに思います。

現在、村では第7期の介護保険事業が計画に沿って進められておりますけれども、それを行うにはベースである人的体制、介護従事者の充実が不可欠であるというふうに思います。それが計画の進行を左右すると思います。

そこで、質問要旨1として伺いますけれども、大まかにということでもいいんですけれども、村の介護事業について、介護の従事者の確保、それから事業所の存続と書きましたけれども、状況ですね。経営とか、そういうことを含めた。それから、村で行っている介護予防の総合事業等について現状はどうなのか。それから、この先の見通しはどんなようなのか、そんなに深く細かくなくてもいいんですが、実際どうなのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の介護従事者につきましては、全国的に介護人材不足が深刻となっているのはご承知のことと思います。2017年12月8日の閣議決定の新しい経済政策パッケージにおいて、介護人材確保のための取り組みを一層進めるということで、経験、技術がある職員に重点化を図りながら介護職員のさらなる処遇改善を進めるとして、本年10月から特定処遇改善の加算が行われているところでございます。

これによりまして、報酬の改定を行い、国としては対応を図っているという状況にありますが、当村においても、各事業所における介護従事者の確保は非常に困難な見込みとなっております。将来的にも、非常に現状においては厳しい状況にあるかと承知をしております。

また、事業所の存続につきましては、介護認定者は当面横ばいの見込みでございますけれども、認定者数がそのまま村内のサービス需要とは限らないわけでありますので、介護従事者の確保も困難な場合には、今後事業所の統合、または廃止、撤退も決してないということではありませんので、ある可能性はあると思っております。

また、総合事業につきましては平成29年から開始されておりますけれども、今後は住民主体の通いの場の構築、また一般介護予防の充実によって、介護認定者、事業対象者の重症化予防を図っていくしかないかなというところでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 私も、ことしの春だったかな、介護の関係の運営協議会、それを務めていましたので、資料もそのときもらってはあるんですが、今お聞きしたところでは、認定

をされる数も横ばいだというようなこととか、それからサービスを利用するその希望者の数、そういったところを含めて横ばいなのかどうなのか。それに対して介護に従事をされる方の人数の推移ですね。だんだん減ってきているのか、何とか維持ができるのか、ちょっとその辺が知りたい。

それで、第7期の今の計画のところを見ますと、各事業所のその人材育成に行政としても支援するというような方針も述べられておりますけれども、そこら辺は支援するというようなことなんですけれども、そういったものが功を奏したりしてはいることなく減っているのか、その辺の状況どうでしょう。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 人材につきましては、先ほど申しましたように、全国的に人材不足をしていると。今後もそれが見込まれるということでありまして、麻績村についても人材はなかなか確保できない状況にあると思います。

また、具体的に、じゃ、事業所に対して村が支援していくという計画の中にありますけれども、具体策については、まだ現状のところでは模索している状況にあります。

いずれにしても、今後、認定者の数は、現状においては今は横ばいでありまして。これからどんな状況になっていくか見据えながら、介護予防に対して力を入れていくしかしようがないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） それで村の総合事業の関係で、ちょっと私も勉強してなくていけません。この地域の介護事業者、筑北村さんも含めて、村からの指定を受けて事業を行うというふうになっているデイサービスとかそういうところありますけれども、これは村から指定を受けて総合事業というのはやっていかなきゃいけないのか、うちの事業所だと、それも受けられませんというようなことで任意になっているのか、そういったところが実際よくわからないんですが、麻績と筑北地域のデイサービスとかいろいろな施設、村から指定の依頼というか、そういうのがあれば必ず受けなきゃいけないということなんですか。それとも任意で、うちの事業所は受けられないということになるんですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 総合事業の関係のご質問でございますけれども、総合事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業と2つに大きく分かれております。

今おっしゃられた関係では、通常サービス型ということで、要支援者と基本チェックリストに該当者が受けられるサービスになりますけれども、村のほうで受けてくれということではなく、事業所のほうから申請があるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 事業所のほうから申請があつてということですね。

それで、その村の総合事業では、特に介護の関係の資格がない方でも従事できるというようなことかというふうに認識していますが、違っていけばいけないんですが、特に介護の資格がない方でももし働けるとして、人数が今なかなか介護従事の方がいないということで、例えばそういう募集や何かしたときに応募をされる方の状況とか、そういったものを見通してみたいのはどうですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 総合事業に平成29年度に移行してから具体的にそういう事業が進められているわけでございますけれども、全て私のほうで承知をしているわけございませんけれども、各事業所からは介護人材は非常に厳しいという状況はお聞きしている状況にあります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 国のほうでは、この次の質問の関係になりますけれども、どんどん市町村に事業を移していくという方向が今出ているわけですが、介護保険から外してね。ですので、受ける村のほうとしては、その分だけ、国からお金がどれだけ、財源的には保険と同じ財源構成だというようなことはありますけれども、やっぱりいろいろな負担がふえたり、それから事業所もなかなかできなくなれば、うちはもうできないというふうになって、筑北地域全体でもデイサービスとか、いろいろなほかのヘルパーとか、そういうのも受けていかれなくなるというようなことで、利用者がだんだん困っていくというような状況がみえるような気がするんですね。

それにつけても、先ごろ9月ですけれども、国では全世代型の社会保障ということで首相が議長を務める会議を開きました。その中でいろいろ新しい提案がされておりますけれども、これは年末に中間答申が出されて、来年の夏までに最終答申を取りまとめるというふうになっておりますけれども、内容的には要介護1、2の人については市町村の総合事業のほうへ持っていくと。それから、ケアプランを有料化する、それから食費や居住費、施設に入っている方のこれの補足給付というのがあるんですけども、ここに資産の要件をくっつけるとか、

それから今40歳以上が介護保険を被保険者ということで納めているわけですが、30歳まで下げるといふようなこととか、それから高額介護サービス費の上限の負担上限額を上げるとか、それから介護サービスを現金の給付にするとか、いろいろ利用者にとっては困る内容というのが、改定案が示されました。

今月末にどんな部分が出てくるのか、また来年の夏までに最終案が出るというようなことを言っていますけれども、その中でまた保険者である自治体に対しては、財政的なインセンティブ、ちょっとこれ、わかりにくいですけれども、事業の結果に対する報奨とか優遇というようなことのようにも思いますが、そういったものも評価していくという方針のようではありますが、こうしたことが国で決まれば、地方自治体も制度の改定をしていくことになるかというふうに思いますけれども、そこで要旨2として伺いますけれども、これによる利用者や事業所への影響というのはどんなことが考えられるのか。

まだすぐのことではないといつても、もうこの先、間近に迫ってくるのだと思いますが、その辺を何か考えられることとかというのがわかれば、お聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） じゃ、私のほうからお答えをさせていただきます。

2021年度介護保険法改正の審議が、議員おっしゃられたとおり、社会保障審議会介護保険部会において現在行われているところであります。今月には審議が終了し、それに基づいて来年の通常国会に改正介護保険法が提出され、5月には国会で新しい介護保険法が成立する見込み。現在、これは見込みでございます。

我が国では総人口が減少する中で高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展してまいります。介護保険制度では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年問題、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題、これらを見据えて持続可能な制度の確保のため現在の改正が検討されているところであります。

おっしゃられたとおり、今回の検討につきましては、補足給付、居住費、食費に関する給付について資産要件に不動産の緩和をすると。また、多床室の室料の負担ということで、現在、老健施設のほうでは負担がないわけですが、これを本人に負担をする。また、ケアマネジメント等に関する給付のあり方ということで、在宅の方にも1割本人負担をする。また、軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方ということで、先ほどありました要介護1、2の方の総合事業へ移行、高齢介護サービス費では自己負担上限額を医療保険と足並みをそろえるかと、こんな検討もされております。

また、現役並みの所得、一定所得以上の判断基準をどうするかと、こういった内容の段階で今現状で検討されているわけでございます。

改正後の影響につきましては、内容が決定していないので詳しく検証はできませんし、具体的には申し上げられない状況であります。ただし、検討されている内容につきましては、利用者にとって負担がふえるというように見込まれる内容が中には多くございます。利用者への負担が多くなる可能性は十分あると思われまます。

また、事業所については、利用者に比べると影響が少ないと思われまます。

いずれにしても、改正内容がまだ確定しておりませんので、村では国の改正案を受けて来年度の第8期介護保険事業計画を策定してまいります。

現在は高齢者の実態調査を実施中でございます。麻績村の利用者のニーズ等につきましては、この調査に基づいて計画に反映してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） まだ決定されていることではないので、確定はできませんけれども、恐らく国のほうでは強行してくるんじゃないかというふうには思いますけれども、私が考えるに、どんな影響があるかなというのでいけば、例えば利用者の方にとっては負担がふえるわけですから、認定の申請、こういうのも控える方がふえるんじゃないかなと、お金も取られるということになればね。そうすれば介護の部分が重度化していくというか、そういうことがありはしないかと。

それから、事業所にとってみれば利用者が減っていく、それから要介護1、2を今度は村でやる総合事業のほうの割合がふえるというふうになれば、たしか介護保険の報酬より総合事業の報酬単価のほうは数字は低く設定されているというふうに聞いていますので、低いほうの事業がふえていくということで、事業所としてはやっぱり経営への影響というのを考えざるを得ないんじゃないかなというふうに、私みたいなちょっと素人としてもそういうふうには考えられますけれども、現実的にそういうふうになるかどうかというのはわかりませんが、質問要旨3としてお聞きをしたいのは、こうした国の改定方針に対して、村としてできる利用者本位に考えての対応策といいますか、そういったものが何かあるのか。

全く国の改定をされれば、それに従うよりないということなのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

今までご説明させていただいたとおり、国の制度となりますので、村として独自性を出すことは難しい状況にあります。現在のところ具体的な対策はございませんけれども、総合事業につきましては、国の要件、利用者、事業者のメリット、持続可能性の確保の観点から方向性を探って、より充実したものにしていかなければならないというふうに考えております。

また、先ほどちょっと議員のほうからお話ございましたが、保険者機能強化推進交付金、インセンティブ交付金につきましては、主に地域支援事業の進捗、成果を点数化するものがありますが、当村においては、多職種他分野連携会議、各種予防事業などの成果につながる取り組みを重ねまして、インセンティブにつながるようなことをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 私もいろいろ調べたり資料を見たりしましたがけれども、今の保険者である自治体へのインセンティブというか優遇措置というようなことで国はことしも予算つけてりしていますけれども、すごく単純に、介護認定をする人の数がだんだん減ってきたというような場合には、今のインセンティブ、財政措置を受けるような対象になりますか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） すみません、ちょっと私のほうで全て把握をしておらなくて申しわけないんですけども、この評価の指標については全61項目ございます。その中でP D C Aサイクル活用による保険者機能の強化に向けた体制の構築という中に、将来推計をする中で要介護者、要支援者数についての指標もございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今なぜそういうのを聞いたかということ、ほかのところの地域の例なんかも載っているんですけども、2点再質問といいますか、今のことでちょっと伺いたい点は、村でできることというのは特になんかということなんです、もしできることとして、2点ちょっとお聞きしたいのは、1点目は、ほかでもそういうことがあるということなんですけれども、介護認定を申請するときに、普通はまずチェックリストというので判定をしていくかと思えます。

このチェックリストで判定するのは、特に介護専門知識とか、そういうことがなくてもで

きる、そういうことがない人でも携わって、そのチェックリストで受け付けができるというふうになっているというようなことなのですが、認定をしてくださいと来た人に、村のほうであなたは総合事業でいいでしょうというようなことで、総合事業のほうに振り向けちゃって、それで介護認定に行かないというようなことに例えばなって、そういうような傾向が日々あって介護認定者が減ったということになって、これはインセンティブを村でいろいろ努力して、介護の申請が減ったから村で努力しているんだというふうに捉えられはしないかというような懸念があるというようなことを書いてありました。

そういうことは絶対ないようにしていただきたいということで、認定の申請に来た場合はちゃんと認定のほうに持っていくように、チェックリストであなたは総合事業のほうですというふうに、そういうことを意図的にすることは絶対ないようにしていただきたいということが1点。

それから、もう一つは、第8期に向けてまた計画を立てると思いますがけれども、今度介護保険料の改定の検討があるかというふうに思いますが、何とか保険料の増額は抑えていただきたいというふうに思っております。

この2点についてどうですか、お考えは。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 認定のチェックリストの関係でございますけれども、ご相談があったときに、どのような方向がいいか、村のほうでしっかり判断をさせていただいて進めてまいりたいと考えております。

また、保険料につきましては、国の施策のほか、高齢化や生産人口等の減少等の要因によりまして影響してまいりますので、この点にもご理解をいただきたいと思いますが、村としては、なるべく保険料の、基本的には、もう現在の状況でも麻績村については標準保険料が高いという状況でありますので、できれば上げたくないということでございますが、今も申し上げました状況等がありますので、その状況によって最終的には判断したいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そういうことで、今ご答弁いただいたように、なかなか難しい部分はありますけれども、ぜひこの点は利用者の方のことを思って、それから村民の皆さんの介護保険料これから高くないように、ぜひそこら辺についてはしっかり協議もしたり努力を

していただきたいというふうに思っております。

では、最後の質問事項にまいります。

幼児教育・保育の無償化に関して伺います。

このことについては、ことしの3月の議会で私も質問させていただきましたけれども、再度考えを確認をさせていただきたいので、お聞きをしたいと思います。

この10月からの消費税率10%への引き上げに伴って国は幼児教育・保育無償化を実施しましたけれども、内容としては不十分ではないかと私は思います。

中でも、新聞等でも取り上げられて、自治体間での施策の違いが論議の的となっている保育園の給食の副食費の扱いですね。長野県内でも、都市部より町村部の多くの自治体のほうが子育て支援を標榜する位置づけから副食費の無料化や軽減を実施をしております。

当地区でも朝日村、生坂村が実施をしているということのようですが、そこで伺いますけれども、当麻績村でも子育て支援を重要政策に掲げていることから、保育園の副食費の無料化、軽減化の実施についてお考えはどうか、村長にいま一度お伺いしたいです。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 詳細につきましては教育長のほうから述べさせていただきますが、子育て事業につきましては、麻績村はいろいろな面で力を入れているわけがございます。やはり保護者様からご要望のあるところから順次進めているわけございまして、今、他ではまだ充実していないというようなことは、麻績村ではもう始めているというようなこともございます。1点を捉えて、この給食費だけについていえば、それぞれいろいろなまちまちはございますけれども、全体で考えていきたいなど、こう思っております。

特にもう既に先日の予算でも説明申し上げたように、子育て支援金等につきましては、補正をさせて同額をさせていただくというような状況でもございますし、そういったいろいろな面で支援をしているということでございます。

この給食費の無料化については賛否両論あるわけございまして、そういった中でこれからどうしていくかということになるわけです。もう現在でもある程度の負担の軽減というようなことはさせていただいているというふうに理解をしております。

詳細な数字等につきましては教育長のほうから加えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、給食副食費の関係の部分で、ちょっと数字的な部分

をご答弁を申し上げたいと思います。

現在の保育園の給食等にかかわる費用につきましては、1人当たり1食200円をいただいているわけでございます。ただし、それについて食事の提供のほうには、予算書でご説明申し上げますが、1名当たり250円ということで対処をさせていただいております。ですので、その部分だけでも大分軽減にはつながってきているというような状況でございます。

また、そこら辺のところでは給食費の無料化、世の中では少しではありますが進んでいる状況もお聞きはしております。しかしながら、教育委員会としては、現在のところはそこら辺のところの無償化ということは今のところ考えてございません。

また、その理由ということではないんですが、子供たちが成長していく過程、この中で食事はやはり必要不可欠なものだと思います。これは、親にとって子供たちが成長していく中で食費を見ることは責任だというふうに感じております。ただし、今以上の軽減についても、国の交付税や補助金のバックアップ等がなければ財源的に非常に厳しいと考えております。

また、無償化につきましても、国の方針において保育料については交付税算入されてきております。副食費等については除外されておりますので、国としても保育料の無償化とは意味合いがちょっと違うということで現段階では考えているものと思います。

しかしながら、国では働く者が働きやすいようにとのことから今後の動向によって変わってくる可能性もありますので、単純に否定することができないなというふうには感じております。

ちなみに、ちょっと参考にしていただければありがたいんですが、現在、小・中学校では給食の関係につきましては、集める金額と同額の支出をしておりますので、こちらは100、100でやらせていただいているということ、保育園につきましては、200円の徴収で250円の支出をさせていただいているということで、できる限り子供たちの成長に支援をしていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 端的にいうと財源ということではないということですね。今それを実際していないというのは、違うことということですね。

今、教育長のほうからもお話ありましたけれども、国で保育無償化になりまして、今まで独自に村費で出していたのが財政措置をされたということで、普通に考えると、その分は国

からお金が来ているということだと思いますが、それは、じゃ、別の有効的な部分に回すので、これはしないと、そういう考えでいいということですか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 保育料と副食、給食費は別で、それは給食にかかわる部分で徴収していますので、そちらへ回るという解釈ではないと思います。よろしくお願いします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いずれにしましても、ほかの町村なんかでも、これから実施するところがふえていくと思います。やっぱり村としては子育てを標榜しておりますので、ぜひこれは考えたほうがいいかなと、私はそういうふうに申し上げます。ぜひ検討していただきたいと思います。

ここまで災害のこととか、それから介護保険、それから保育の無償化関係についてお聞きをしましたけれども、改めて申し上げることではありませんけれども、こうして一般質問を通じて課題や要望を申し上げたことについてしっかり受けとめていただいて、行政の執行や事業の計画を行っていただきたいと思います。

その思いは、私だけでなく全議員さん同じだと思います。答弁すれば終わりということではなく、ここからが始まりだと、そういう認識を持って進めていただきたい。このことをお願いをしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました7名全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（塚原義昭君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

総務経済委員会に付託しました第1-14号 免税軽油制度の継続を求める陳情についての結果について報告を求めます。

飯森茂孝総務経済委員長。

〔総務経済委員長 飯森茂孝君 登壇〕

○総務経済委員長（飯森茂孝君） それでは、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第1－14号 免税軽油制度の継続を求める陳情については、採択・意見書提出といたしました。

軽油取引税の課税措置については、令和3年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度は道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税免除とする制度で、農業用機械や船舶、倉庫の港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税が認められてきたものです。

スキー場産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車、降雪機械等に使う軽油が免税となっております。この制度がなくなれば、スキー、スノーボード等の冬期観光産業が大きな負担を強いられます。スキー場の運営維持が困難となるとともに、地域の経済全体に深刻な影響を与えることが危惧されます。

よって、当委員会では陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第1－14号 免税軽油制度の継続を求める陳情については採択・意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第1－14号の陳情は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、第1－14号 免税軽油制度の継続を求める陳情は採択・意見書提出とすることに決定しました。

次に、社会文教委員会に付託しました第1－15号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情についての結果について報告を求めます。

宮川秀俊社会文教委員長。

〔社会文教委員長 宮川秀俊君 登壇〕

○社会文教委員長（宮川秀俊君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査しました結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第1－15号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情については、全員賛成採択としました。

内容は、妊娠中はつわりなどにより食嗜好や食生活が変化する上、口腔清掃が困難になることから口腔衛生状態が悪化しやすくなります。さらにホルモンバランスの変化などにより歯周病菌が増殖しやすく、唾液による自浄作用も低下するため虫歯や歯周病が進みやすくなります。

また、養育者、特に母親の虫歯菌や歯周病菌が赤ちゃんに感染することだけでなく、近年では重度の歯周病がある妊婦は早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されています。

しかし、現在は、長野県では全77市町村の中で妊婦に対する歯科健康診査を実施しているのは27市町村と半数にも及ばない状況です。

妊婦が歯科健康診査を受け、適切な歯科受診や口腔ケアを行うことは妊娠期の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子供の虫歯や歯周病予防にもつながります。

よって、この陳情の趣旨に賛同し、本委員会は採択としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（塚原義昭君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第1－15号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情については採択です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第1－15号の陳情は採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって第1－15号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情は採択です。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

以上で令和元年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

令和元年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和元年12月6日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 麻績村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 麻績村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 11 号 麻績村筑北村学校組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 12 号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 13 議案第 13 号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 議案第 14 号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 15 発議第 1 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

日程第16 発議第 2号 議会議員の派遣について

日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

1番	塚原利彦君	2番	飯森茂孝君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	小山福績君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	宮下桜
--------	------	----	-----

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第4回麻績村議会12月定例会第3日目を開会いたします。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。
事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 塚原です。議席でよろしいでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 結構です。

○1番（塚原利彦君） それでは、ちょっとお聞きをしたいと思います。

今回の条例制定に当たって、村の考え方を確認させていただきたいというふうに思います。

地方公務員法では、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするというのが本来の原則ということで、平成29年の第193回国会の衆参両院の各総務委員会で、この会計年度任用職員制定導入のための地方公務員法と地方自治法の一部改正法案について、附帯決議がなされています。

その内容を見ますと、政府に対して公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心にするという、この考えに沿うように、そして、会計年度任用職員への移行に当たっては不利益が生ずることなく、適正な勤務条件の確保が行われなければならないというふうにあります。

麻績村としても、今回、条例制定をして、新たな任用制度を行っていくに当たり、この考えを基本に進めてもらわなくてはいけないかなと、私は思います。

お考えをお聞きしたいと思います。高野村長。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、お答えをさせていただきたいと思いますが、会計年度任用職員制度の関係でございます。

会計年度任用職員制度につきましては、議員おっしゃるとおり、職員で行うべきものは職員で行うということで、おっしゃるとおりでございますので、職員で行う補助的な業務につきまして会計年度任用職員、また、会計年度任用職員につきましては、単年度との雇用という形になっておりますので、通常業務ということではないところで、また、お願いをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第2、議案第2号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第3、議案第3号 麻績村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第4、議案第4号 麻績村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第5、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第5号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第6、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第7、議案第7号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第7号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第8、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、議案第10号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第10号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、議案第11号 麻績村筑北村学校組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第11号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第12、議案第12号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 一般会計予算書、補正予算ですね、こちらの9ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費で、公有財産購入費366万7,000円ということで、3日の全員協議会の最初のときに説明いただきました。

これは、山ぼうしの北側の土地ということで、現在も農地等、使われているということなのですが、この経緯が私にはちょっとわからないんですけれども、地主様から提供を受けたのか、寄附の申し出があったのか、もし寄附ということであれば、別にお金を出す必要ないんで、ただでいただいて、では村としては有効に使わせていただきますということで話は済むと思うんですけれども、この経緯が一点わからないんです。

それで、また、これからもあのとき、小瀬議員の質問あったかと思うんですが、これからの利用方法はどうかということを知っておりましたが、まあ、当面は現行どおりという話でしたが、そうであるならば、この補正予算で計上する意味がない、意味がないというか、緊急性、必要性がないと思うんですよね。

その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、公有財産購入費の関係につきまして、若干説明をさせていただきます。

本土地につきましては、議員おっしゃるとおり、保育園駐車場と山ぼうし分譲の北側になります土地でございます。

現在、山ぼうし分譲で農作業する部分で借りておる関係がありまして、土地所有者の方から今後、耕作ができないから村で活用していただけないかという話がありました。そんな話をしていく中で、現在、道路改良で進めております土地代くらいでというような話になりまして、安くというような形でお譲りいただけるというような話になりましたので、今回、補正をさせていただいたというところでございます。

また、今後の活用方法につきましては、現在、駐車場用地が狭いというような申し込みもありますし、道路改良も今、検討をしている段階でございますので、今回、購入させていただいて活用できればなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） やはり、土地を村が公金を支出していくということであれば、その使用目的というものは、やはりはっきりさせていかないと、これはまずいんだと思います。

それで、例えば、今回のような高齢者がもう耕作できないから、土地を何とか村に提供しますよということが、これからもどんどん出てくるようなことが予想されるんですね。そうすると、では、安価で村は購入しますというようなことが、これからもふえていくことが予想されるし、こういう点が危惧されるんで、その辺はもうちょっと見通しを持って、私はやっていくべきだと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思うわけでありませぬ。

村には、議員ご承知のとおり、振興計画という計画もございます。それから長期計画、こういった計画を持っているわけでございますが、以前にもお話をしているわけでございますが、福祉施設、村内に幾つかあるわけでございますが、こういった将来に向けての整理をしていかなきゃいけないと、こういうような計画があるわけでありませぬが、まだまだ具体化はしておりませぬ。

そのほかにも、用地の必要とされるいろんな事業があるわけでございますが、いわゆるこういうことを、村の中の計画にある中で、制度としては、先行取得という制度があるわけです。

企業誘致等についても同じでございますが、まだはっきりはしておらないけれども、かな

り候補地として、有力な場所だというようなところについては、双方有利な場合には、話し合いの中でそうやって先行取得をしていくということが可能であるわけでありまして、そういった観点から、今回、地主様から本当にこちらとしてはありがたい、温かいお申し出等ございました。

実は周辺で以前から、保育園の行事、そのほか小学校あるいは役場等でいろいろな行事をやる時には、役場周辺の駐車場がないと、こういったことも今まで言われておりますし、さらに福祉施設の整備、こういったことも計画していかなきゃいけないという中で、それから、さらに今回上町から道路改良等を行っているわけでありまして、そういった中で、ほかの関連する道路の整備、こういったことも必要になってくるということ等々ございまして、今回は、先行取得的な形で処理をさせていただきたいと、こんなことで提案をしたわけでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員、よろしいですか。

○4番（宮川秀俊君） では、最後一点だけ、直接は関係ないんですけれども、以前に本町の若者定住の東側の土地も、それは寄附されたのか提供されたか、わかりませんが、今、空き地となっていますけれども、当初、私たちが聞いた説明では、あそこへ児童公園をつくるというような話をされていたんですが、どうもその話が、また、変わってきたというようなことがあるので、村が土地を持つことは、別に悪いことではないんですけれども、やはり、将来の使用目的というのは、はっきりさせていくべきではないかと私は思います。

以上で終わります。

○議長（塚原義昭君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第13、議案第13号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第14、議案第14号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第15、発議第1号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第16、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（塚原義昭君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 本日より予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長からの挨拶があります。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案申し上げました14議案、慎重にご審議いただき、原案どおりお認めをいただきました。心より御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、7名の議員から貴重なご提言、そして課題等についてただしていただきました。いずれも、これからの村づくりに重要な事項と受けとめております。

全てのご提案を早期に実現したい思いはございますが、ご承知のとおり、限られた財源の中で今優先すべき事業は何かを判断しつつ、具現化してまいりますので、何とぞご理解をお願い申し上げるわけでございます。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残すところ、わずかとなりました。議員各位を初め、村民の皆様にはご健勝にて輝かしい新春をお迎えになりますよう、心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚原義昭君） 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

以上をもちまして、令和元年第4回麻績村議会12月定例会を閉会といたします。

この後、打ち合わせ会がありますので、議員の皆さんは議員控室に参集願います。

長時間、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時54分